

平成 19 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 4 日）

平成 19 年 9 月 20 日（木曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 小嶋 廣司

副委員長 板橋 恵一

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

伊藤 功一郎 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

納税課長 永澤 雄一

介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

下水道課長 鈴木 典男

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

工務課長 長田 幹

監査委員事務局長 庄司 あや子

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

- 議案第 63 号 平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 国民健康保険特別会計（歳入歳出一括質疑）

○小嶋委員長

決算特別委員会 4 日目でございます。きょうは最終日でございますので、どうぞ皆様方の真摯な御討議をお願いいたしまして、ごあいさついたします。

ただいまの出席委員は 21 名であります。本日は、伊藤功一郎委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

議案第 63 号 平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

初めに、平成 18 年度多賀城市国民健康保険特別会計決算に入ります。

先日で説明は終わっておりますので、これより直ちに歳入歳出一括質疑を行います。

○小嶋委員長

ありませんか。伏谷委員。

○伏谷委員

疑問系もあるので、その疑問系ということでちょっと質問させていただきます。資料 7 の 143 ページなのですが、ここに書いてあります工の、短期保険者証の交付に係ることがあるのですが、こちらと、この資格証明書の交付ということ、資格証明書と短期保険者証の違いをちょっと教えていただきたいと思います。

○永澤納税課長

それではお答えいたします。

まず、国民健康保険法では、短期保険者証という規定はございません。国民健康保険法第 9 条で、「保険税を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間 —— これは 1 年でございます —— が経過するまでの間に、当該保険料を納付しない場合においては」という規定で、資格証明書の規定がございます。

この規定を適用いたしますと、多賀城市の場合には、きょう現在で 1,060 世帯ほど該当いたします。

それで、多賀城市では、これを緩和するために短期保険者証という制度を設けました。この資格証明書の要件を満たす方々で、きちんと毎月納付していただく、あるいはそれなりの事情があるという方々、原則として納付は必ずいただいておりますが、その方々に対しては短期保険者証を発行しております。

私ども納税相談を年 3 回実施しておりますのですが、その期間でおいでいただけない場合、やむを得ず資格証明書をお送りしている、それがこの件数でございます。

○伏谷委員

ということは、1年間の猶予があったにもかかわらず、それ以降になかなかその辺のことを求めてこなかったということに対しての、資格証明書ということの発行でよろしいですか。結局、1年間の猶予はあり、その1年間の猶予はあったけれども、その1年間の猶予を超えたときに、この資格証明書というのを発行したということの解釈でよろしいですか。どうなのでしょう。

○永澤納税課長

ただ、保険料というのは年10回賦課されます。ですから、私ども、資格証明書を発行するのは10月に限って行っているのですが、保険証の期間が10月1日から翌年9月末までとなっておりますので、10月1日で切りかえを行うわけですが、新しく今回資格証明書になる方については、今回、納税相談を3回実施いたします。それでもおいでいただけない場合には、資格証明書になります。

○伏谷委員

それでは、その10月時点での資格証明書の発行というのは、どのくらいの件数あったのでしょうか。

○永澤納税課長

数についてはまだちょっと不確定でございますが、例年20件から30件送ることになります。

○伏谷委員

1週間前ぐらいのニュースでの確認でしかないのですが、政令指定都市の中で、この資格証明書の発行率といいますか、その発表があったのですが、仙台市としては14.2%、それから千葉市が一番発行率が多くて、40.8%だと思ったのですが、今の御説明を受けると、多賀城市ではこの辺のパーセンテージは幾らになるのでしょうか。

○永澤納税課長

先ほど申し上げましたが、法律で該当する世帯は1,060でございます。そのうち、きょう現在で既に発行されているものが24、これに20から30、例年追加になります。さらにその方々がその年度内において国保資格自体を喪失したり、納税課の方に、その後に納税相談においていただく、そういったケースで短期保険者証になるというケースがございます。

ですから、今回50から60件になっても、来年の今現在ではまだやはり30件を切るような状態になるのかと考えております。

○伏谷委員

非常によくわかりました。ありがとうございました。

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 老人保健特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○小嶋委員長

次に、平成18年度多賀城市老人保健特別会計決算について説明を求めます。

歳入歳出一括説明をお願いいたします。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 8 の準備をお願いいたします。34 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 18 年度老人保健特別会計決算資料に基づいて御説明申し上げます。

初めに、1、受給者数（年度平均）でございます。国保と社保の合計欄で申し上げます。75 歳以上が 4,518 人、障害認定者が 263 人、合計が 4,781 人、対前年度比が 96.3%で 186 人の減になっております。

次に、右側の表 2、給付額の内訳でございます。これも合計欄で申し上げます。一部負担金が 3 億 5,053 万 7,531 円、老人保健負担金が 37 億 8,171 万 6,441 円、総医療費が 41 億 3,225 万 3,972 円であります。

その下の表にまいりまして、3、老人保健負担金の内訳でございます。基金繰入金は所要額が 21 億 2,934 万 7,413 円、収入額が 21 億 4,366 万 4,000 円、差し引き 1,431 万 6,587 円が返還金になるものであります。国庫負担金は、所要額が 11 億 16 万 9,922 円、収入額が 10 億 6,047 万 4,674 円、差し引き 3,969 万 5,248 円が追加になるものであります。県負担金は、所要額が 2 億 7,504 万 2,480 円、収入額が 2 億 7,335 万 7,089 円、差し引き 168 万 5,391 円が追加になるものであります。その他の収入は、第三者行為に係るものでございまして、収入額が 211 万 4,144 円であります。一般会計繰入金は、所要額が 2 億 7,504 万 2,482 円、収入額が 3 億 20 万 8,001 円、差し引きが 2,516 万 5,519 円であります。過年度収入は、前年度分の追加分でございまして、1,621 万 8,950 円あります。

次に、4、総医療費の内訳でございます。一番下の合計欄で申し上げます。国保の件数が 13 万 6,759 件で、費用額が 34 億 7,881 万 517 円、社保の件数が 2 万 6,141 件で、費用額が 6 億 5,344 万 3,455 円、合計の件数が 16 万 2,900 件で、費用額が 41 億 3,225 万 3,972 円あります。対前年度比は、件数が 95.8%、費用額が 96.8%であります。

次に、資料 5 の準備をお願いいたします。24 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 88 万 9,520 円の不用額でございます。その主なものは、13 節委託料の 57 万 322 円で、これは機械共同処理等業務に係る執行残であります。

2 款 1 項医療諸費で 4,591 万 1,019 円の不用額でございます。これは先ほど資料 8 で御説明申し上げましたので、1 目医療給付費から 4 目支払審査手数料まで一括で申し上げます。平成 18 年度の療養諸費を 1 月当たり 3 億 2,035 万 6,000 円に見込んでおりましたが、決算の結果、3 億 1,653 万 82 円になったことによりまして、不用額が生じたものでございます。

3 款 1 項 1 目償還金で 970 円の不用額でございます。

2 目還付金は執行がありませんでした。

2 項 1 目一般会計繰出金も執行がありませんでした。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目予備費も執行がありませんでした。

次に、同じ資料の 20 ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目医療費交付金 1 節現年度分ですが、予算現額 21 億 724 万 7,000 円に対し調定、収入済額とも 21 億 4,366 万 4,000 円でございます。これは医療費に係る支払基金からの交付金であります。

2 節過年度分は、収入がありませんでした。

2 目審査支払手数料交付金 1 節現年度分ですが、予算現額 1,850 万円に対し調定、収入済額とも 1,703 万 1,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 款 1 項 1 目医療費負担金 1 節現年度分ですが、予算現額 10 億 8,840 万円に対し調定、収入済額とも 10 億 6,047 万 4,674 円でございます。これは医療費に係る国の負担金であります。

2 節過年度分ですが、予算現額 1,621 万 8,000 円に対し調定、収入済額とも 1,621 万 8,950 円でございます。

2 項 1 目臨時財政調整補助金ですが、予算現額 169 万 3,000 円に対し調定、収入済額とも 174 万 7,000 円でございます。これは医療費適正化推進事業といたしまして、レセプト点検等に係る補助金でございます。

3 款 1 項 1 目県負担金 1 節現年度分ですが、予算現額 2 億 7,209 万 9,000 円に対し調定、収入済額とも 2 億 7,335 万 7,089 円でございます。これは医療費に係る県の負担金であります。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金ですが、予算現額 3 億 6,769 万 4,000 円に対し調定、収入済額とも 3 億 511 万 2,984 円でございます。これは医療費及び事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金ですが、予算現額 1,000 円に対し調定、収入済額とも 2,070 万円でございます。これは支払基金等への返還金に当たるものであります。

6 款 1 項 1 目延滞金ですが、収入がありませんでした。

次のページをお願いいたします。

2 目加算金ですが、これも収入がありませんでした。

2 項 1 目第三者納付金ですが、予算現額 194 万 9,000 円に対し調定、収入済額とも 211 万 4,144 円でございます。これは 6 件分であります。

2 目返納金及び 3 目過年度収入は、収入がありませんでした。

4 目雑入ですが、予算現額 1,000 円に対し調定、収入済額とも 7,650 円でございます。これは非常勤職員の雇用保険に係るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。竹谷委員。

○竹谷委員

大した問題ではありませんが、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、資料6の監査資料の44ページをちょっと見させていただいたのですが、確認だけです。医療諸費の平成17年度と18年度を対比しますと、幾らも諸費が上がっていない。ほとんど平行になっているというふうに見たわけです。そうしますと、この傾向からいけば、老人医療諸費がある程度安定しているように、私自身解釈したのですけれども、そういう見方をしているのか。

というのは、16年、17年、この表で言うところと上がってきている。たしか老人保健の環境も変わりましたが、そういう関係で、何と申しますか、この程度が、ある程度1年間を推移してみて、上昇率が0.33ですから、2,500円から3,000円ぐらいのアップしかないというふうな見方をしておいていいのかどうなのか。それとも、いや、これは何か時の病気が来れば上がるけれども、通常であればこんなふうに見ておいてもいいのか、その辺についての御見解があればお聞きしたいと思います。

○鈴木国保年金課長

お答え申し上げます。

ただいまの件でございますが、先ほど資料8で対象者数の増減をお話しさせていただきましたが、老人保健につきましては、従前は70歳以上を対象としておりました。それが平成14年9月30日に中身が変わりまして、10月から75歳に引き上げられました。すなわち5年間は、老人保健対象者の増員はないような理屈になったわけでございます。

したがって、平成14年10月からですから、ことしの9月末までは、原則、対象者の増がありません。10月からはふえてまいります。

そのような関係で、医療費は伸びましたが、対象者数がこの5年間にわたって百数十人ずつ減ってまいりました。そのような関係で全体医療費が伸びなかったと、そのようなわけでございます。

○竹谷委員

そうすると、大体その対象者が詰まってきたと。詰まってきたはおかしいですけども、大体70歳以上は整理する。これから入ってくる、74歳の方は75歳になる。そういう意味では、今後対象者もふえてくるので、医療費もそれに見合っ上がってきますという想定をしておいてよろしいかどうか。

○鈴木国保年金課長

おっしゃるとおりでございます。10月からは三十数人ずつふえてまいる見込みでございます。ですから、半年間だと180人が戻っていくと、そのような計算をさせていただきます。

○小嶋委員長

ほかにありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

● 介護保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○小嶋委員長

次に、平成 18 年度多賀城市介護保険特別会計決算について説明を求めます。

歳入歳出一括説明をお願いいたします。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

それでは、平成 18 年度介護保険特別会計決算の説明をさせていただきます。

資料 8 の 35 ページをお開き願いたいと思います。

この資料で説明する前に、まず、平成 18 年度のこの決算は、第 3 期介護保険事業計画の初年度の年であり、また 18 年度においては大幅な制度改正があったことから、17 年度との比較が単純にできない項目があることを御理解願いたいと思います。

大まかな改正点の第 1 点目は、介護予防事業と介護予防サービスの創設、第 2 点目は、地域密着型サービスの創設、第 3 点目は、保険料の額と区分の見直しで、基本保険料月額が 700 円アップし、3,900 円に増額になったこと、第 4 点目は、介護予防を行う部署として、地域包括支援センターの設置が義務づけられたこと、ほかにも多々改正点はあるのですが、時間の関係上、省略させていただきたいと思います。

それでは、資料表 1 の、被保険者数につきましては、461 人、4.83%の増加で、近年は毎年 4%から 5%で上昇し続けております。要介護認定者数においても、被保険者数の増加に比例して増加しております。また、要介護等出現率におきましては、近年、鈍化傾向が見られ、制度の理解が進み、定着してきたことが伺えるのではないかと思います。介護サービス利用者数や利用率についても同様の傾向となっております。

次に、表 2、要介護認定者数でございますが、従前の要支援及び要介護 1 に認定されていた方々の認定区分が再区分されることになりました。平成 18 年度当初の計画では、約 50%の方が要介護 1 から要支援 1 または 2 へシフトするだろうと予測しておりましたが、結果は約 20%の方しかシフトしませんでした。別な見方をすれば、約 8 割の方が要介護 1 のままの認定を受けておりますので、従前利用していたサービスがそのまま継続して利用できるため、大きな混乱を招かないで 1 年が経過したとも言えます。

一番下の、認定者計の欄ですが、認定者合計では 1,367 人と前年度より 71 人の増加となっております。

要介護区分ごとの認定数につきましては、表を参照願いますが、要支援 1、2、要介護 1 のいわゆる軽度の方々は全体の 41.2%を占めており、また、記載はございませんが、平成 18 年度の新規申請者は 347 人でした。

次のページをお開きください。

3-1、居宅介護（予防）サービス利用者数でございます。一番下の利用者計の欄の右端、居宅利用者合計で前年度より 10 人の減となっておりますが、平成 17 年度はその下の表 3-2、

地域密着型介護サービスの居宅介護として一括計上されておりましたので、3-2の74人を合計して比較しますと、トータルで居宅サービスは60名の増加となっております。

次に、3-3、施設サービス利用者数では、各施設ごとに増減がございますが、一番右端の合計欄では、トータル5名の増となっております。

次に、37ページ、表4-1でございますが、現年度分の介護保険料収納状況でございます。平成18年度の調定額は4億8,024万9,473円と、対前年度比で29.78%と大きな伸びとなっておりますが、この主な要因としては、被保険者数の増加に加え、先ほど説明いたしました基本保険料月額が700円アップし、3,900円に増額になったことによるものです。

収入額は4億7,020万4,990円、未還付額は30名分で22万5,580円となっておりますが、8月末現在では17名、8万9,929円となっております。収納額は、収入額から未還付額を差し引いた金額でございますが、4億6,997万9,410円で、未収額は1,027万63円となっております。

収納率向上の取り組みにつきましては、平成18年度においても前年度同様、督促状による納付勧奨を行うとともに、その後も未納の方には職員が自宅を訪問して徴収を行うなど、収納率の向上を図ってまいりました。

被保険者数の増加や保険料が増額になったことで、年々厳しい状況になっていますが、何とか前年度並みの収納率を確保しようと、延べ1,165件の対象者を訪問し、256万6,400円を徴収したところですが、収納率で前年度より0.01ポイント下がってしまいました。

表4-2は、滞納繰越分でございますが、平成18年度の調定額1,326万9,630円に対し、1年間を通じて対象者の家庭を訪問し、徴収に努めたところ、316万9,630円の収納額でございました。また、介護保険の時効期間である2年を経過しました147名分、372万9,180円の不納欠損を行っております。未収額は637万820円となっており、収納率は対前年度比で2.05ポイント下がっております。

次のページをお開きください。

表5、介護給付状況でございます。まず、居宅サービスで対前年度比12.59%減額となっておりますが、これも制度改正により、居宅サービスから地域密着型サービスが区分されたため、このような結果となっております。前年度との比較につきましては、居宅サービスの金額と、その下の欄、地域密着型サービスの金額を合算したもので比較してみますと、合算すると10億8,924万9,384円となり、対前年度比で104.24%となります。

次に、施設サービスですが、これも対前年度比で減額となっておりますが、施設サービスにつきましては、平成17年10月から、食費と居住費が利用者負担となったことから、特定入所者介護サービスとして、新たに食費と居住費の一部負担を給付しておりますので、施設サービスにつきましても、特定入所者介護サービスの費用を合算して比較してみると、95.65%と4.35%の減少にとどまっております。

また、特定入所者介護サービスが250%を超えている理由につきましては、制度改正時期が平成17年10月だったため、平成17年度は5カ月、平成18年度は12カ月分の給付があったことによるものです。

中段の、居宅サービス計画、これはいわゆるケアプラン作成費でございますが、対前年度比で121.63%と増加しておりますが、その主な理由は、要介護認定者が増加したことで報酬単価の改正によるものでございます。

下段の、高額サービスにつきましても、対前年度比で 152.56%と増加しておりますが、増加の理由は、低所得者の利用者負担を軽減するため、保険料区分第 2 段階の方々の利用者負担上限額が引き下げられたことにより増額になったものでございます。

表 6、審査支払手数料では、現物給付分で 5.7%の減額でございますが、審査件数では増加したものの、1 件あたりの単価が 6 円 50 銭減額されたため、決算額で減額となったものでございます。

高額審査分では、件数増加により対前年度比で 6.61%の増加となっております。

表 7、地域支援事業の状況でございますが、これも平成 18 年度から新たに創設された事業で、要支援認定に該当しそうな虚弱な方々を特定高齢者という言い方をいたしますが、この特定高齢者の方々が、要支援、要介護にならないよう、介護予防を実施することが義務づけられたところでございます。

まず、特定高齢者の発生予測値でございますが、国は、高齢者のうち 5%が特定高齢者に該当してくるだろうと予測しておりましたが、初年度は調査項目の評定が厳しく、本市においては 108 名、1.08%の出現にとどまりました。

その下の欄、予防プラン作成対象者数 43 名とございますのは、特定高齢者 108 名のうち、教室等に参加した方々の数で、半数にも届かなかったことについては、今後の事業展開に大きな課題を残すことになりました。

また、その反面、参加した 43 名のうち、38 名の方に身体機能の向上、改善が見られ、この事業の必要性を痛感したところでもあります。

以下、教室開催等の概要につきましては、資料 7 の 156、157 ページにかけて、特定高齢者に対する事業内容と一般高齢者を対象とした事業が掲載されておりますので、ごらんになっていただければと思います。資料 7 の説明の方は割愛させていただきます。

次に、表 8、給付費に係る国庫等の歳入状況でございます。年度の下に記載しております数字は補助基本額でございますが、昨年度までは居宅給付費と施設給付費の区別がありませんでした。居宅給付費の負担割合は平成 17 年度と同様ですが、施設給付費の負担割合が 18 年度から国庫負担金で 5%減額になり、その減額分が県負担金で上積みになっております。

平成 18 年度の補助基本額は、合計欄で 20 億 3,106 万 7,557 円でございますが、これは 38 ページの表 5、介護給付費の合計と表 6 の審査支払手数料のうち、現物給付分の合計から高額介護サービスの返納金を差し引いた金額でございます。

また、各項目の必要額は、決算後に確定した額でございますので、受入額との差額につきましては翌年度に精算するものでございます。

表 8 の下の表でございますが、財政調整交付金でございます。この交付金の算定方法は、平成 17 年 12 月分から平成 18 年 11 月分までの実績によるもので、事業費の算定期間が他の財源と異なっていることから、別に記載をさせていただきました。

これらの給付費の内容につきましては、次のページをお開きください。41 ページに、円グラフで掲載しておりますので、負担割合など参考にさせていただきたいと思っております。

40 ページでございます。表 9、地域支援事業に係る国庫等の歳入状況でございます。これも同じく年度の下に介護予防事業と包括的支援事業とがございまして、介護予防事業とは、先ほど御説明いたしました特定高齢者の方々を中心に行われる事業に要する経費で、包括

的支援事業とは、地域包括支援センターの運営経費と任意事業で生きがい対応デイサービス事業等に要する経費でございます。それぞれの事業に対する国庫負担金の割合は、括弧書きで記載しているとおりでございます。

また、介護給付費と同じく、各項目の必要額が決算後に確定した額でございますので、受入額との差額につきましては、翌年度に精算をするものでございます。

なお、この地域支援事業の内容につきましては、次の42ページをお開きください。上の欄に円グラフとして掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、その下の表でございますが、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

平成18年度から、認定区分が細分化され、要支援1、2に該当された方々の介護予防ケアプランは、包括支援センターで作成することが義務づけられました。要支援1、2の認定者数は211名ですが、出現率が予想を下回ったことから、認定結果に対する大きな混乱は生じませんでした。

また、予防プランの作成については、約半数の61件を民間の居宅支援事業所に委託したところでございます。

以上で介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定の説明を終わらせていただきます。

引き続き歳入歳出について御説明いたしますので、資料5の35ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費でございますが、不用額は128万1,364円でございます。その主なものは、11節需用費57万2,821円で、これは窓あき封筒などの印刷費の執行残でございます。13節委託料で55万1,250円ですが、介護保険システム改修委託料等の執行残でございます。

また、繰越明許費ですが、6月議会でも御説明いたしました。後期高齢者医療保険制度の創設に伴う介護保険システムの改修に係るものでありますが、改修業務に日数を要するため、繰り越しをしたものでございます。

2項1目賦課徴収費で19万2,223円の不用額は、各節の執行残でございます。

3項1目介護認定審査会費の執行残も同じでございます。

4項1目運営協議会費で10万9,200円の不用額でございます。これも各節の執行残でございます。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費から、次のページをお開きください。3項1目特定入所者介護サービス等給付費までの保険給付費につきましては、一括して御説明申し上げます。

平成18年度予算では、保険給付費の総額を21億964万2,000円と見込んでおりましたが、

給付実績が20億3,120万6,955円となりましたので、給付費全体の不用額は7,843万5,045円となったものであります。

なお、内容につきましては、先ほど資料等で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、3款1項1目財政安定化基金拠出金で2万1,254円の不用額でございます。

4款1項1目特定高齢者施策事業費で86万3,580円の不用額は、転倒予防教室等のほか、各節の執行残でございます。

2目一般高齢者施策事業費で8万3,141円の不用額は、各節の執行残でございます。

2項1目包括的支援事業費で128万992円の不用額ですが、職員手当のほか、13節委託料で地域包括支援システムの保守点検料の執行残でございます。

次のページをお開きください。

2目任意事業費で12万3,712円の不用額は、各節の執行残でございます。

5款1項1目基金積立金でございますが、235円の不用額でございます。これは基金積立金のほか、基金より発生した基金利子の執行残でございます。

6款1項1目利子は支出がありませんでした。

7款1項1目第1号被保険者保険料還付金でございますが、14万6,400円の不用額でございます。

2目償還金ですが、506円の不用額です。これは支払基金の精算による精算金の執行残でございます。

2項1目他会計繰出金で700円の不用額でございますが、これは市負担金の精算による還付金の執行残でございます。

2目介護サービス事業勘定繰出金は支出がありませんでした。

次のページをお開き願います。

8款1項1目予備費でございますが、これも支出がありませんでした。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

29ページをお開き願います。

1款1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分、予算現額4億5,987万3,000円に對しまして調定額4億8,024万9,473円、収入済額4億7,020万4,990円、収入未済額1,027万63円で、これは未納者373人分でございます。うち、出納閉鎖後に71人分、87万5,890円を収納しております。収入済額中還付を要する額は22万5,580円で、30名分でございます。

2節滞納繰越分でございますが、予算現額348万1,000円に對しまして調定額1,326万9,630円、収入済額が316万9,630円、不納欠損額372万9,180円ですが、不納欠損につきましては、介護保険法第200条の規定に、「2年を経過したときは時効によって消滅する」との規定から、処分したもので、147名分でございます。

収入未済額は637万820円で、収入未済額のうち、4月以降に68名分、77万3,680円を収納しております。

2款1項1目1節督促手数料で、予算現額8万9,000円に對し調定、収入済額とも10万4,800円でございます。

3款1項1目介護給付費負担金1節現年度分で、予算現額3億7,716万円に對し調定、収入済額とも3億9,044万3,830円でございます。

2 節過年度分で、予算現額 93 万円に対し調定、収入済額とも 93 万 691 円でございます。

2 項 1 目調整交付金 1 節現年度分で、予算現額 5,843 万 4,000 円に対し調定、収入済額ともに 5,472 万 9,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分で、予算現額 329 万 7,000 円に対し調定、収入済額ともに 370 万 2,500 円でございます。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分で、予算現額 1,113 万 5,000 円に対し調定、収入済額ともに 1,128 万 7,755 円でございます。

4 目事業費補助金 1 節介護保険システム改修事業費補助金で、予算現額 210 万 3,000 円に対しまして調定額 210 万 3,000 円、収入済額 115 万 5,000 円、収入未済額 94 万 8,000 円でございますが、これは後期高齢者医療保険制度の創設に伴う介護保険システムの改修に係る繰り越しによるものでございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 1 節現年度分で、予算現額 6 億 5,396 万 4,000 円に対し調定、収入済額ともに 6 億 3,244 万 9,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目地域支援事業支援交付金 1 節現年度分で、予算現額、調定額、収入済額ともに 408 万 9,000 円でございます。

次のページをお開きください。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分で、予算現額 3 億 844 万 6,000 円に対し調定、収入済額とも 3 億 825 万 6,469 円でございます。

2 節過年度分で、予算現額 58 万 1,000 円に対し調定、収入済額ともに 58 万 1,557 円でございます。

2 項 1 目財政安定化基金交付金につきましては、収入がありませんでした。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分で、予算現額 164 万 8,000 円に対し調定、収入済額とも 185 万 1,250 円でございます。

3 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分で、予算現額 556 万 7,000 円に対し調定、収入済額ともに 564 万 3,877 円でございます。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金、予算現額 17 万 7,000 円に対し調定、収入済額とも 17 万 6,765 円でございます。これは基金から生じた利子でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節介護給付費繰入金で、予算現額 3 億 1,438 万 3,000 円に対し調定、収入済額ともに 3 億 211 万 3,517 円でございます。

2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）で、予算現額 164 万 8,000 円に対し調定、収入済額とも 153 万 534 円でございます。

3 節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）で、予算現額 556 万 7,000 円に対し調定、収入済額とも 526 万 8,302 円でございます。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金、次のページをお開きください。1 節介護保険事業財政調整基金繰入金で、予算現額 383 万 6,000 円に対し調定、収入済額とも 383 万 4,794 円でございます。

3 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金につきましては、収入がありませんでした。

8 款 1 項 1 目繰越金についても収入はありませんでした。

9 款 1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金についても、収入はございませんでした。

2 項 1 目第三者納付金についても、収入はありませんでした。

2 目返納金は、予算現額 1,000 円に対し調定、収入済額とも 6 万 4,208 円でございます。これは高額介護サービス費返納金 6 件分でございます。

3 目雑入で、予算現額 180 万 4,000 円に対し調定、収入済額とも 188 万 1,962 円でございます。これは塩釜地区消防事務組合要介護認定審査事業負担金の平成 17 年度分の精算金の収入でございます。

次に、45 ページをお願いいたします。

以上の結果、介護保険特別会計実質収支でございますが、歳入総額 22 億 346 万 9,000 円、歳出総額 21 億 3,023 万 1,000 円、歳入歳出差し引き 7,323 万 8,000 円となっております。翌年度へ繰り越します繰越額が 364 万 1,000 円であることから、差引額の実質収支額 6,959 万 7,000 円を、決算御承認いただければ、全額介護保険事業財政調整基金に繰り入れるものでございます。

決算積み立て後の平成 18 年度末の実質介護保険料財政調整基金は、1 億 9,446 万円となる予定でございます。

次に、介護サービス事業勘定の説明をさせていただきますので、48 ページをお開きください。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、不用額は 17 万 2,284 円で、各節の執行残でございます。

2 款 1 項 1 目介護予防支援事業費、不用額は 31 万 3,300 円で、13 節委託料で要支援 1、2 の 61 名のケアプランを民間の居宅支援事業所に委託した執行残でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰出金につきましては、支出がございませんでした。

2 目介護保険事業勘定繰出金についても支出がございませんでした。

同じく 4 款 1 項 1 目予備費についても支出がございませんでした。

次に、歳入の説明をいたします。

1 ページお戻りいただいて 46 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス等計画費収入で、予算現額 217 万円に対しまして調定、収入済額とも 283 万 3,500 円でございます。これは 68 名、624 件分の介護予防サービスプランを作成した、それに係る収入でございます。

2款1項1目一般会計繰入金で、予算現額 289万 3,000円に対しまして調定、収入済額とも 151万 3,916円でございます。

2項1目介護保険事業勘定繰入金は、収入がございませんでした。

3款1項1目雑入も収入がございませんでした。

それでは、50ページをお開きください。

以上の結果、介護サービス事業勘定の実質収支でございますが、歳入歳出総額ともに 434万 7,000円となり、歳入歳出の差引額はゼロとなっております。

以上で、介護保険特別会計並びに介護保険サービス事業勘定の会計の説明を終わらせていただきます。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

8番の38ページなのですが、特定高齢者の介護予防事業のところでお伺いします。108人が対象だったというのですが、国の審査の中身が厳しくてというようなお話だったと思うのですけれども、そうすると、その厳しいというのはどの辺のことを言っているのですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

特定高齢者を選定するための基本審査の項目がございます。25項目の審査項目があるのですが、その項目の中身でございますが、実は運動機能の関係の質問、チェック項目が5項目あるとします。それは5項目すべてに該当しないと、候補者としては選定してならないと。そのほかに、口腔機能についても、3項目のチェックする欄があるのですが、その欄がすべて3項目というふうに、ある特定のところはすべて該当しないと、特定高齢者になりませんよと。

そのうち、それらを除く20項目のうち、12項目が該当しないとだめだということになっておりました。

そこに全部該当するということになると、非常に厳しい審査といたしますか、そういったことで、今年度からはちょっと緩和されておりますので、ちょっと違ってきていますが、昨年はそういう厳しいチェック項目のために、出現率が非常に低かったということでございます。

○佐藤委員

そういう中で、その43の方が対象者になったということですね。そして、機能回復した方が31人ですか、4回教室を開催された中で。

開催された場所などは。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

38 ページの、そこに介護予防教室による改善者数 38 名と載っておりますので、38 名が改善したということです。

それから、資料 7 の 157 ページをお開きいただきたいのですが、よろしいでしょうか。これの上の段に、介護予防教室、転倒予防教室 1 回、脳イキイキ健康教室 2 回というふうな形で、この上の表の欄は、特定高齢者に係る講座、教室というふうになっております。記載のとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、それを踏まえて、場所とか回数とかふやす予定はあるのでしょうか。これから。審査内容が幾らか少し見直しになるとすると、少し対象者もふえると思うのですが、そういう意味では、回数をふやしたり、場所をふやしたりする必要があるかと思うのですけれども。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

実は、ことし、住民健診が終わりまして、その特定高齢者に該当するかもしれないという候補者が、実はことしは 560 名リストアップされております。今、うちの職員が、その 560 名のところをすべて歩いております。実際に歩いた中で、本当に特定高齢者なのか、もしくははまだ特定高齢者に該当しない一般高齢者なのかというふうな住み分けをしまして、最終的な特定高齢者の数に合わせて、事業の方はやっていきたいというふうに考えておりますので、教室の回数はふやす予定でおります。

○佐藤委員

状況に合わせて、適切に回数とか場所は開いていただいて、回復していく人がふえるというようにことに力を注いでいただきたいと思います。

それから、もう一つなのですが、5 番の 30 ページなのですが、3 款 2 項 4 目の事業費補助金のところで、介護保険のシステム改修事業費の補助金というところで、ここは後期高齢者にかかわるというお話でしたね。制度のよしあしは別として、後期高齢者が来年 4 月から始まるとして、なかなか大変な準備作業だと思うのですが、それにかかわる、システムをつくっていくのにかかわる、中で働いている人の状況は間に合っているのですか。つくっていく。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

うちの方でのシステム改修というのは、実は、後期高齢者の保険料につきましては、年金からいわゆる特別徴収をするというシステムになっておりますが、実は介護保険の方が優先になります。要は、一たん介護保険の方の保険料のふりいにかけて、それで該当する方は後期高齢者の方も、年金から天引きをしますということになるのです。

要は、65 歳以上のシステム、社保庁で持っているシステムと一本なので、介護保険と後期高齢者と両方一緒にデータを使うということはできませんので、最初に介護保険を運用すると。その残ったデータを今度後期高齢者で使うという形になりますので、その介護保険の今システムをうちの方は直しているということだけなのです。

ですから、後期高齢者は今国保年金課の方でやっているのですけれども、そちらはそちらで今度また別なシステムをつくり上げなければいけない。うちは今の介護保険システムの中で、それに対応するようにちょっとシステムを変更しているというふうなことでございます。

○佐藤委員

補正の中でも、多分、国保で今やっているところで、人数をふやして頑張っているけれども、大変なのだというお話をちょっと伺っておりますが、間に合っているのであれば、間に合っていないか。大変でしたら、それなりの予算を要求して、きちんとやっていくことも必要ではないのかというふうに思いますけれども、いいのですか。要求しなくて。

○鈴木国保年金課長

きょう、決算の御審議をいただいております。あす補正がございます。あすの補正の方で、そのような内容を説明させていただき、お願いしたいことがございますので、あす詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○森 委員

資料7の159ページ、(6)なのですが、成年後見制度、虐待相談というふうな項目がございます。この成年後見制度、これもさまざまな議員が、いろいろな方々が、何とかこの制度をというふうなことでやってきたのですが、以前は社会福祉協議会が窓口となっていたと思うのですが、その辺の住み分けというか、考え方はどういうふうになっているのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

現在、社会福祉協議会が窓口になっているのは、生活の支援をするということで、宮城県社会福祉協議会が主導してやっております。「まもりーぶ」という、これは成年後見制度の一番底辺に当たる部分だと思っておりますが、法制度としては、うちの方でいわゆる申し立てをしまして、成年後見をするという内容とは、ちょっと内容が違うと思っております。いわゆる生活の簡単な支援を社会福祉協議会その他で、「まもりーぶ」という制度の中でやっていますと。

でも、それ以上に、資産の運用や権利の施行をする場合の責任の所在ということになると、きちんとした形で後見というふうな、補佐または後見というふうな形になってきますので、ここに記載してあるのはそういったことでございます。

○森 委員

そうしますと、これを望まれている方々は、待ちに待った受け皿ができたというふうに考えたいと思っております。

これに関して、4件相談があったというふうなことですけれども、これについて、結果はどういうふうになったか教えてください。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

3件は、御家族または本人からの御相談というふうなことで、うちの方にあるパンフレットで説明をし、最終的には御家族の方または本人が裁判所の方へ申し立てをするというふうなことで、家庭裁判所の方に御案内をさせていただきました。

うち1件につきましては、現在進行形になりますが、お一人の方、ちょっともう痴呆の程度が進みまして、市長の申し立てを含めて、今進めているところで、検討しているところでございます。

○森 委員

そうしますと、成年後見制度、最終的に後見者となる方々、これはどなたが多いのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、4親等以内の親族というふうなことで決められておりますので、それ以外には、裁判所が選任をしました弁護士さんであるとか、公認会計士さんであるとか、裁判所の方でいろいろとそういった、その人の後見はだれがいいのかというふうなことを決めていただけます。

先ほど言いましたのは、うちは申し立て人になるだけで、多賀城市が申し立てをかわってしてあげるということであって、多賀城市が後見人になるということではないのです。裁判所の方で選任された、多分しかるべき弁護士さんが後見人になるのだと思われま

○森 委員

仙台市に関しては、市長が後見人になっていたかと思うのですけれども、そういう形で、社会福祉協議会、「まもりーぶ」ということで、答弁の中でずうっと言ってきて、なかなかその制度的にはその受け皿、いや、そっちではないのだと、本当は今、それこそ課長がおっしゃったような制度が欲しいのだと。それで、市長が後見人になれば、非常にこれは市民からすれば、住民からすれば助かる制度だというふうなことで、ずうっと多分提言を申し上げてきて、こういう形になったと。非常にすばらしい制度だと思います。

それで、この下の虐待相談、結構これは多いのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

多いか少ないかということですか。

○森 委員

8件と数字が上がっているのですけれども、実際相談を受けたのが8件というふうなことで、あとは、実際これに関しては、その施設の中ないし居宅時の、なかなか難しいのですけれども、ヘルパーさんとか介護されている方の虐待、いろいろな形があると思うのですけれども、施設、居宅、どのような内容が多いのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、すべて居宅の方々です。施設の中で虐待に遭っているというのは、今のところ、うちの方の事例としてはございません。

それで、発見経路とか状況についてですが、近隣の住民の方からの通報によるものが1件、ケアマネジャーが3件、あと本人の御相談というのが4件ございました。要は、虐待を受けているので、何とか助けてほしいという訴えが4件ということでございます。

○森 委員

また通報やら、それから近隣の方々の情報提供、これに関して、最終的には結果、どのような経過で、解消並びに解決したのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

8件中、3件は解決しております。これは施設入所または別な親族が介護をするということで、解決しておりますが、5件はまだ未決の状態でございます。

ただし、未決といっても、直接虐待を受けるというそういう現状からは回避しておりますが、具体的な解決には至っていない。例えば入院先にも、例えばお金をせびりに来るとか、いろいろな状況がありまして、なかなかそういった、身体的な虐待であれば、分けてしまえばある程度解決するのですが、経済的なものというふうなことになるのと、どうしてもなかなか、所在を伏せて入院していただいているケースなどもあるのですが、事の根源がそういったところなものですから、どの状態で解決というふうにするかということも非常に問題なのですが、入院先から自宅になかなか戻れないという方も中にはいらっしゃいます。

○森 委員

本当に幅広い事業を抱えてらっしゃるのだというのが改めて、この事業の内容からも見てもわかります。

支援センターの、こういう形で地域に根ざした相談窓口となっていることが、非常に大切かというふうに思います。この意義もあるものだと思いますので、引き続きまた頑張ってください。

○雨森委員

多賀城の現状についてお尋ねしたいのですが、介護福祉士とか、あるいはまたヘルパーの状況についてであります。2005年9月末ぐらいに発表されたのですが、有資格者が47万人ぐらいいると。ところが実際に働いているのが27万人、全国でですが、それで、なぜそうなったかと。非常に世の中も景気がよくなってきたし、それから一遍就職をしたけれども、現場を離れてしまっている。

あるいはまた、ヘルパー1級、2級、資格者も300万人ぐらいいるのです。ところが現状では、働いているのはもう約32万人ぐらいと。やはり国の方では、これからの10年間を考えると、40万から50万人の現場の介護関係の人間が必要だというようなことが言われているのですが、現在、多賀城ではどういう状況になっていますか。御説明願いたいと思います。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

介護福祉士、いわゆるヘルパーさんの数ということなのですが、実際の数の現状というのとはつかんでおりません。

ただ、県の方で、施設については指導監査がありますので、もちろん入所者数に応じた職員数、ヘルパーの数というのが適正に配置されているかどうかというふうなことについては、県が指導監査できちんと見ております。

その結果の通知は、私どももいただいておりますので、つい先ごろ、コムスの不正請求その他、そういったことがありまして、その後も、県で一斉にそういう施設の調査を行いました。多賀城市につきましては、そういった不正もないということでございますので、施設におかれましては、適正なヘルパーが雇用されているというふうなことで、御回答でよろしいでしょうか。

○雨森委員

わかりました。

ちなみに、私もパートといいますが、非常勤で約3年弱いたのですが、現場を見ておきますと、介護をする方が体調を崩してしまう。あるいはまた、仕事の役目とか責任の重い割には給料が少ないということで、その質の低下というようなことがよく新聞で報道されて

おるのです。そういったことも踏まえて、多賀城の方でも、その質の向上についてお考えを持っていらっしゃるかお尋ねします。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

現在ある施設等につきましては、その指導監査権限が宮城県というふうなことでございますので、事業所の給与体系まで、どこまで口出しできるかというのは非常に問題がありますが、確かに委員がおっしゃるように、一番下で労働している方々は、肉体的にも大変厳しいと、給料もそんなに高くないということで、いろいろ移動が、移動といいますか、頻繁にというわけではありませんが、出入りがあるようです。

そうしますと、利用者、入所者の方につきましても、担当が変わるということで、非常に不安になったりというふうなことなので、できるだけそういったところについても、県の指導監査で指導しているというふう聞いております。

また、あと、今回、地域密着型というふうな御説明、先ほどさせていただきましたが、この地域密着型についての指導監査の権限が、今度市町村に移ってまいります。したがって、私どももこれからは、そういう地域密着型の施設においては、できるだけ職員も優遇して、施設利用者、サービス利用者の方々につきましては、円満に利用できるように、運営の方を頑張っていたきたいということで、これから目配り、気配りしていきたいというふう考えております。

○雨森委員

御回答をいただきました。

私も新潟にボランティアで参りまして、地域密着型居宅介護支援事業所「ももの木」というところで、老人の心のケアに当たらせていただきました。非常に狭いエリアの地域密着型で、御近所の方々がその施設を使っていると。これのやり方といいますか、いいなと感じておりました。

○小嶋委員長

ここで休憩いたします。再開は 11 時 25 分です。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○根本委員

資料 7 の 159 ページなのですが、任意事業に要する経費ということで、(2)番、認知症を抱える家族の会（いとぐるま）という会があるということであります。私の認識不足かどうかわかりませんが、初めてこういう会があるのだなというのを実感したのですが、その会に 2,234 円支援しているということであります。開催回数も 11 回活動を行ったということでありますので、どういう支援で、どういう活動を行っているか、まずお伺いしたいと思います。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、この認知症を抱える家族の会ということでございますが、以前は健康課の方でお世話と申しますか、支援をしていたところなのですが、平成 18 年度から、いわゆる予防業務が介護保険の中に組み入れられたために、いわゆるうちの方が主管になってお世話をする
ことの方が、より効果的にお世話ができるだろうというふうなことで、実は 17 年度までは健康課の方でやっていたのですけれども、18 年度からうちの方に来たというふうなことでございます。

それで、事業そのものとしては、「いとぐるま」というふうな会をつくりまして、その会が自主的に運営をして、「いとぐるま」のメンバーは 25 名で、その家族の中に 12 人の認定を受けた認知症の方々がいらっしゃいます。

1 年間の行事といたしましては、お花見をしたり、一緒に映画鑑賞に行ったり、それから交流会を開いたり、イモ煮会をしたり、昨年開きました川島隆太先生の講演会にも来ていただきました。そんなことで、いろいろ自主的に活動をしているところでございます。

あと、うちの方で支出をした 2,234 円というのは、これは一般の事務経費でございます。

○根本委員

実は、私の知っている方で、65 歳以上の 2 人で住んでいる方の御主人さんが認知症になりまして、非常にそのことを悩んだ奥様が、これまたうつ病になってしまって、しょっちゅう相談に参られるのですけれども、激励はしますけれども、余り激励するとだめだというふうにも聞いていますし、非常にどうしたらいいかわからなくて、担当者の方に相談をしたりして、来てもらったりしていますけれども、こういった方というのは、非常に近くに
いるということは、よそにもいるということだと思っております。そういう意味では、そういう
う広がりが少しずつあると思っております。

そういう中で、こういう家族会の皆さんが、自主的にそういう活動をして、そしてまたそういう会があるということも PR をして、そういう悩んでうつ病になるようなことのないように、みんなで励まし合っていける、こういう家族会というのは私は非常に大事だと思
うのです。

私は、このことも知らないもので、その人にアドバイスもしていない。会長さんがどなたかもわからないとこういう状況ですので、ぜひともそういう会があるということを広く PR もしていただきまして、それから、こういった会というのは非常にこれから大事になってく
ると思います。ですから、2,234 円支援したと平成 18 年度はありますけれども、積極的に
こういう方々を支援して、そして心を落ち着かせるということが、まず家族の方にとっ
ては非常に大事なことで、ぜひ力強い御支援と、それから PR をぜひお願いをしたいとこの
ように思いますがいかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

全くそのとおりだと思います。私もとしまして、これからこういう会を支援をして、
ますます頑張らせて育成していきたい。育成というと本当に語弊ありますけれども、私た
ちにできることは精いっぱいやらせていただきたいと思っております。

○小嶋委員長

ありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

以上で一般会計及び各特別会計決算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 63 号 平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小嶋委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

● 議案第 64 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○小嶋委員長

次に、議案第 64 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、多賀城市水道事業会計について御説明申し上げます。

本日、水道分として使う資料につきましては、3 番と 5 番と 8 番でございますので、御準備方よろしく願いいたします。

それでは、最初に、資料 8 の 43 ページをお開き願いたいと思います。

これは、平成 18 年度水道事業会計決算関係資料の業務比較表でございます。

給水人口につきましては、平成 18 年度末で 5 万 6,256 人、前年度より 153 人が増加いたしてございます。次に、給水戸数は 2 万 1,580 戸、238 戸の増で、普及率 99.99%でございます。未給水戸数は 1 戸でございます。次に、年間総配水量 630 万 8,781 立方メートル、前年度より 9,659 立方メートルの減でございます。1 日平均配水量 1 万 7,284 立方メートルで、27 立方メートルの減、1 日最大配水量につきましては、2 万 192 立方メートルで 395 立方メートルの増でございました。年間総有収水量 591 万 307 立方メートルで 2,007 立方メートルの増でございます。有収水量率につきましては 93.68%で、昨年度より 0.17%の増加でございます。職員数は 26 名で同数でございます。

供給単価 302 円 18 銭で、81 銭の減でございます。これは売値でございます。

次に、給水原価 286 円 26 銭で、1 円 73 銭の増、これは製造原価でございます。

次に、下に仙南仙塩広域水道受水費と仙台分水受水費の単価をお示ししてございます。仙南仙塩広域水道受水費は、昨年度と比較いたしまして 7 円 94 銭の増でございますが、6.85%の料金値上げによるものでございます。

次の、下の欄に、費用構成及び給水原価調べを記載しております。平成 18 年度合計で 16 億 9,187 万 2,084 円で、平成 17 年度と比較しますと 1,079 万 7,376 円の増となっております。詳細につきましては、人件費は中途退職に伴う給与の減額等で 724 万 2,048 円、修繕費で見込んでいた市川配水池の修繕費について、先送りしたことにより、費用減等で 842 万 8,936 円、支払利息の 1,464 万 2,635 円が主な費用減の内容でございます。

次に、費用増の主な理由は、平成 18 年度から平成 21 年度までの料金算定期間による、仙南仙塩広域水道の値上げによる受水費で 3,730 万 5,695 円、固定資産増加による減価償却費で 374 万 828 円、その他物件費で 45 万 8,225 円の増加が主なものでございます。

先ほど御説明申し上げました仙南仙塩広域水道受水費の値上げ 3,730 万 5,695 円の費用増加がありましたが、企業債借入金の抑制や、その他中途退職による職員の不補充、経費節減を図った結果、1,079 万 7,376 円の増で済んだものでございます。

次に、44 ページをお開き願います。

平成 18 年度の決算一覧表でございます。

収益的収支第 3 条予算で、収入 19 億 9,284 万 1,791 円、支出 17 億 232 万 3,084 円で、差引 2 億 9,051 万 8,707 円の当年度純利益となりました。備考欄に記載のとおり、当年度純利益 2 億 9,051 万 8,707 円、前年度繰越利益剰余金 2 億 521 万 5,780 円と合わせて、当年度未処分利益剰余金 4 億 9,573 万 4,487 円とあります。

その下の、資本的収支第 4 条予算で、収入 2 億 1,059 万 4,427 円、支出 5 億 3,749 万 7,666 円で、差し引き 3 億 2,690 万 3,239 円の不足でございます。備考欄に記載のとおり、

資本的収入 2 億 1,059 万 4,427 円のうち、水資源開発負担金 789 万 5,927 円は積み立て処分とすることから、資本的収入は 2 億 269 万 8,500 円となり、資本的支出 5 億 3,749 万 7,666 円を差し引きますと、不足額は 3 億 3,479 万 9,166 円となります。この補てん財源として、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 851 万 5,466 円、当年度損益勘定留保資金 2 億 5,347 万 8,424 円、建設改良積立金 7,280 万 5,276 円で補てんいたしております。

次に、その下に、料金及び水量の予算・決算比較調書を記載してございます。総配水量では、当初 634 万 2,605 立方メートル、決算が 630 万 8,781 立方メートルで 3 万 3,824 立方メートルの減でございます。有収水量は、当初予算は 591 万 5,748 立方メートルで、決算で 591 万 307 立方メートルで、5,441 立方メートルの減となりました。給水収益は、当初予算が 17 億 8,655 万 5,000 円で、決算が 17 億 8,594 万 9,820 円となり、60 万 5,180 円の減額となりました。

次に、管理体制の強化といたしましては、テレメーターシステム二重化設備の調査設計や、JR 一里塚踏切ほか 6 カ所の電食防止工事の事前調査等を行い、管理の強化に努めてまいりました。

次に、45 ページをお開き願いたいと思います。

平成 18 年度比較損益計算書でございます。右側の貸方の決算額の下から 2 番目の合計欄に、先ほど申しました収入 19 億 9,284 万 1,791 円、左側、借方の決算額の下から 3 番目の小計の欄に、支出 17 億 232 万 3,084 円、その下の欄に、当年度生じました純利益 2 億 9,051 万 8,707 円が記載されております。

それでは、次に、資料 5 の 51 ページをお開き願いたいと思います。

平成 18 年度多賀城市水道事業報告書です。

総括事項が記載されておりますが、(イ) 給水状況でございますが、先ほど業務比較表で御説明したとおりでございます。

(ロ)建設改良事業につきましては、総額 1 億 9,203 万 9,000 円を支出し、主に次の工事を施工いたしました。配水管整備事業については、新田字南関合地内及び高橋三丁目地内配水管布設工事等 14 件で、1 億 7,021 万 8,000 円を支出いたしました。配水管改良事業では、岡田水源 1 号井ポンプ交換工事及びテレメーター二重化設備調査設計業務等 9 件で、1,629 万 2,000 円を支出いたしました。ほかに、資産購入といたしまして、量水器購入 433 万 5,000 円、次に備品の購入で 119 万 4,000 円を支出しております。

(ハ)の、財政状況につきましては、決算一覧表で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次に、52 ページをお開き願いたいと思います。

平成 18 年度総収入における仮受消費税及び地方消費税 9,653 万 5,000 円に対し、総支出における仮払消費税及び地方消費税は 5,979 万 7,000 円で、これを差し引いた 3,673 万 8,000 円を消費税及び地方消費税として納付してございます。

以上が平成 18 年度の水道事業の概要でございます。

今年度は、仙南仙塩広域水道の料金改定時期に当たり、受水費の負担の増加があったものの、人件費並びに施設の効率的運用など経費節減等を積極的に行ったことにより、支出が抑制される結果となりました。

収入においては、下水道との統合により、職員人件費分の負担金収入や平成 17 年度に続き、高料金対策補助金が交付されたことにより、2 億 9,051 万 8,000 円の純利益を計上することができましたが、景気がわずかに好転傾向にある一方、節水器具の普及等により水需要が低迷している中、既存施設の更新、災害時にも安定的に給水を行うための施設水準の向上など、新たな資本投資が求められていることに加え、企業債償還に係る元金償還のピークを迎えようとしており、依然として厳しい状況となっておりますが、今後とも安全な水を安定的に供給するため、なお一層の経営の合理化、効率化を図り、健全経営の維持と給水サービスの向上に努める所存でございます。

次に、63 ページをお開き願いたいと思います。

収益費用明細書でございます。

水道事業収益合計 19 億 9,284 万 1,791 円。

初めに、営業収益の水道料金で 17 億 8,594 万 9,820 円、これは年間有収水量 591 万 307 立方メートルに供給単価 302 円 18 銭を掛けたものでございます。

加入金、5,529万 3,000円は、新設 507件、増設 35件、合計 542件分でございます。

次の、修繕工事収益 94万 6,702円は、漏水修理 40件分でございます。

その他受託工事収益 216万円は、仙台港背後地土地区画整理事業に伴う配水管布設工事の工事代でございます。

手数料 330万 2,000円は、設計審査、工事審査手数料 802件分でございます。

下水道負担金 4,441万 6,176円は、下水道使用料の徴収手数料 22万 976件分でございます。

雑収益 165万 9,800円は、督促手数料 1万 6,598件分等でございます。

土地使用料 153万 6,000円は、駐車場の賃借料、月額 4,000円掛ける 32区画分の使用料でございます。

次に、一般会計補助金 6,364万 9,082円は、高料金対策に伴う補助金でございます。交付額につきましては、資本費の単価差に有収水量を掛けたものが補助金額となるものでございます。

次に、特別会計負担金として 3,375万 2,000円は、下水道との統合に係る人件費等の負担金でございます。

その他雑収益 16万 6,111円は、平成 18年度重複納入 36件分等、時効に伴う収入でございます。

特別利益の固定資産売却益は、有効期限切れ量水器の売却収益でございます。

以上で収益の説明を終わります。費用については工務課長から説明いたします。

○長田工務課長

次に、費用について御説明申し上げます。

資料 5 の 64 ページをお開き願いたいと思います。

水道事業費用合計で 17 億 232 万 3,084 円。

営業費用で、14 億 7,597 万 4,392 円。

原水及び浄水費で 9 億 2,239 万 5,269 円となっております。

給料、手当、法定福利費は、職員 3 名分の人件費となりますが、うち 1 名が途中退職、もう 1 名が育児休暇をとっております。

旅費から通信運搬費までにつきましては、経常経費でございますので省略させていただきます。

委託料 6,883 万 217 円は、末の松山浄水場運転管理業務委託で 5,355 万円のほか、各施設に係る業務委託 13 件からなっております。

修繕費 1,138 万 4,405 円は、末の松山浄水場管理棟外壁塗装修繕で 480 万円のほか、各施設に要した修繕 12 件からなっております。

動力費 923万 4,698円は、岡田水源での揚水や浄水場での水処理などに係る電力料金となっております。

負担金 1億 5,657万 2,400円は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金となっております。

受水費 6億 5,710万 4,026円は、仙台市からの分水量 181万 9,737立方メートルに対する受水費が 7,327万円、それに広域水道からの受水量 432万 8,273立方メートルに対する受水費として 5億 8,384万円からとなっております。

次に、配水費といたしまして 1億 1,080万 3,742円でございます。

給料、手当、法定福利費は職員 8名分の人件費でございます。

次、65ページをお願いします。

委託料 1,747万 4,220円は、森郷系の漏水調査業務委託で 410万円、また、各配水池に係る電気計装保守点検業務委託 165万円、そのほか各施設に係る業務委託として 13件からとなっております。

賃借料 169万 6,657円は、積算システムの借上料のほか、公用車 2台、パソコン 1台等の借上料となっております。

修繕費 1,398万 7,195円は、公道内におきます給配水管の修繕 33件で 1,037万円のほか、各施設の維持管理に要した修繕 10件からとなっております。

路面復旧費で 544万 8,233円は、公道内の漏水工事に係る舗装復旧 25件分に要した工事費でございます。

負担金 194万 9,524円は、多賀城堰解体に伴います水道管撤去費用でございまして、県の方に負担金として支払ったものでございます。

次に、給水費で 1,135万 1,991円でございます。

委託料 788万 1,300円は、検満となりました量水器 2,931個の交換業務でございます。

材料費 316万 8,845円は、量水器 1,213個の購入代でございます。

受託工事費といたしまして 215万 5,220円でございます。

工事費 195万 6,000円は、仙台港背後地土地区画整理事業に伴う配水管布設工事代となります。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

続きまして、業務費でございますが、 8,586万 9,977円でございます。

給料、手当、法定福利費は、職員 7名の人件費でございます。

印刷製本費 95万 2,450円は、水道料金等のお知らせ票、納入通知書、使用中止等用紙の印刷代でございます。

通信運搬費 382万 3,786円は、納入通知書等の郵送代でございます。

委託料 398万 3,708円は、水道使用に伴う開閉栓業務委託料とメーター検針システムの保守点検料でございます。

手数料 1,579 万 9,710 円は、口座振替手数料 154 万 9,699 円、検針事務手数料等で 1,425 万 11 円でございます。

次に、賃借料 221 万 8,640 円は、自動車賃借料 34 万 400 円、検針用ハンディターミナル賃借料 187 万 8,240 円でございます。

次に、総係費の 9,267 万 5,188 円でございます。

給料、手当、法定福利費は、職員 8 名の人件費でございます。

旅費 77 万 2,599 円は、水道事業実務研修講習会等でございます。

備消耗品費 227 万 4,815 円は、研修図書 28 万 8,078 円、事務庁用消耗品等 198 万 6,737 円でございます。

光熱水費 150 万 3,069 円は、庁舎用電気、ガス代等でございます。

委託料 323 万 4,138 円は、庁舎清掃業務等委託 13 件分でございます。

賃借料 321 万 4,080 円は、水道会計電算のリース代が主なものでございます。

次に、修繕費 136 万 9,139 円は、庁舎電話回線修繕に伴う費用等でございます。

負担金 1,033 万 5,280 円は、電算機使用料の負担金が主なものでございます。

減価償却費 2 億 5,053 万 7,255 円は、有形固定資産減価償却費でございます。

申しわけございませんが、次の 68 ページをお開き願いたいと思います。

このページには、有形固定資産明細書が記載されております。右側に減価償却累計額で、当年度増加額 2 億 5,053 万 7,255 円が計の欄に記載されております。これが今年度の減価償却分でございます。

また 67 ページにお戻り願いたいと思います。

資産減耗費 18 万 5,750 円は固定資産除却費で、岡田水源 1 号井ポンプ交換工事等に伴う除却費等 4 件分でございます。

次に、営業外費用 2 億 1,805 万 2,912 円は、企業債利息でございます。

まことに恐れ入りますが、また 70 ページをお開き願いたいと思います。

企業債の明細書の一覧表でございます。ここには借り入れ先、借り入れ額、償還、未償還、利率、償還終期、備考欄には主な借り入れ理由が記載されております。

右側の一番下の計の欄に、未償還残高 50 億 8,130 万 8,729 円が記載されております。これが現在の借り入れ残高でございます。

たびたび申しわけございませんが、もう一度 67 ページにお戻り願いたいと思います。

特別損失の 829 万 5,780 円は、固定資産売却損の 275 万 5,419 円は、修理不能の 13 ミリと 20 ミリの量水器 1,324 個分でございます。

過年度損益修正損 3 万 2,830 円は、誤検針による還付分でございます。

その他の特別損失 550 万 7,531 円は不納欠損処分で、平成 13 年度から平成 16 年度分 563 件分でございます。

次に、62 ページをお開き願いたいと思います。

ページ中段に、(3) その他会計経理に関する重要事項がございます。

(イ)の、損益勘定留保資金について御説明いたします。

当年度発生額 2 億 5,347 万 8,424 円は、費用中、現金支出の伴わない経費で、減価償却費等でございます。当年度発生した資金はすべて資本的支出の不足額の補てん財源に使用いたしております。

次に、(ロ)の、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度発生額 851 万 5,466 円につきましては、全額資本的支出の補てん財源に使用してございます。

(ハ)の、水資源開発負担金につきましては、年度末現金残高 1 億 1,580 万 5,216 円は、現金預金で保管しているものでございます。

次に、資料 3 の 36 ページをお開き願いたいと思います。

利益剰余金のこの減債積立金につきましては、前年度末残高ゼロ円、前年度繰入額 1 億円、当年度は使用しておりませんので、当年度末残高は 1 億円でございます。

次に、建設改良積立金につきましては、前年度末残高 3 億 915 万 6,932 円、前年度繰入額 1 億 6,000 万円、当年度処分量 7,280 万 5,276 円は、資本的支出の補てん財源として使用しておりますところから、当年度末残高は 3 億 9,635 万 1,656 円となります。

次に、未処分利益剰余金の当年度末処分利益剰余金 4 億 9,573 万 4,487 円につきましては、後ほど剰余金の処分について御説明申し上げます。

次の、資本剰余金の部の補助金につきましては、前年度末残高 2 億円、当年度末残高 2 億円で、変動はございません。

次の 37 ページをお開き願いたいと思います。

受贈財産評価額、前年度末残高 9 億 8,119 万 7,794 円でございますが、前年度処分量と当年度発生高はございませんでした。当年度処分量は 2,126 万 9,810 円で、当年度末残高は 9 億 5,992 万 7,984 円でございます。

次に、工事負担金、前年度末残高 11 億 7,365 万 5,321 円、当年度発生高 131 万 8,089 円、これは資本的収入で受け入れた他会計負担金でございます。当年度処分量 416 万 9,047 円は、配水管等を処分したものでございます。当年度末残高は 11 億 7,080 万 4,363 円でございます。

水資源開発負担金は、前年度末残高 4 億 6,469 万 9,659 円、当年度発生高 751 万 9,932 円、当年度末残高 4 億 7,221 万 9,591 円で、翌年度繰越資本剰余金は 28 億 295 万 1,938 円となります。

次に、平成 18 年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

先ほど御説明いたしました当年度末処分利益剰余金 4 億 9,573 万 4,487 円の処分計算書は、減債積立金として 2 億円、建設改良積立金として 9,000 万円を積み立て処分とし、翌年度繰越利益剰余金 2 億 573 万 4,487 円にしたいと考えております。

次に、38 ページをお開き願いたいと思います。

平成 18 年度多賀城市水道事業貸借対照表でございます。

次に、39 ページでございますが、下から 4 段目にあります利益剰余金合計 9 億 9,208 万 6,143 円が残高としてございます。この 9 億 9,208 万 6,143 円につきましては、先ほど事業報告の中で申し上げたとおり、水需要が低迷している中で、既存施設の更新、災害時でも安定的に給水できる施設水準の向上、平成 22 年度以降、仙南仙塩広域水道及び仙台分水料金の値上げが見込まれ、さらには企業債借入金の元金償還と減価償却費との不足額が合わせて 12 億円ほど見込まれております。この剰余金を取り崩しながら、料金の平準化を図ってまいりたいと考えております。

次に、貸借対照表財産状況について御説明申し上げたいと思います。

38 ページをお開き願いたいと思います。

一番下に、資産合計として 101 億 9,372 万 3,594 円がありますが、これの資金調達に当たっては、自己資本金が 48.84%でございます。言い換えれば、負債、つまり借金が 51.16%というような内容になっております。

参考までに、平成 17 年度までの自己資本構成比率の全国指数は 68.2%であり、まだまだ多賀城は借金による事業を運営しているという状況でございます。今後とも経営基盤の強化を図ってまいりたいと思います。

それから、最後でございますが、資料 8 の 46 ページから 48 ページに貸借対照表の内訳がございまして、後ほど参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

昼の休憩といたします。再開は午後 1 時でございます。

午後 0 時 08 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

これより収入支出一括質疑に入ります。

○柳原委員

まず資料 8 の 45 ページ、平成 18 年度比較損益計算書の一番下の方の欄の、当年度純利益ですけれども、18 年度は 2 億 9,051 万 8,707 円となっておりますが、当初予算の利益の見込みは幾らだったかということをお聞きいたします。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

平成 18 年度の当初の純利益は 5,064 万 9,000 円を見込んでございました。

○柳原委員

この2億9,000万円と5,000万円の差がどこから生じたのかというのを、簡単に教えてくださいませんか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

ではお答えいたします。

当初と比べて2億3,986万9,000円ふえてございますが、その主な理由といたしましては、まず、起債の借りかえで、第1号補正のときに、起債の借りかえで利率が下がったことによって利益が生じた部分が187万3,000円、そして、第2号補正のときには、高料金対策補助金ということで6,364万9,000円ふえてございます。

そして、第3号補正時には、2,662万5,000円ふえてございましたが、これは受水費負担金等が、平成18年度当初は値上がりするだろうということで見込んでいた部分を含んでおりました。そのほか、先ほども御説明申し上げましたが、職員が途中で退職した等で、不補充による費用の減で利益が発生した部分でございます。

そのほか、第4号補正時には、1億2,145万3,000円ふえておりますが、これらにつきましては、加入金の増加があったということがまず大きな要因でございます。そのほか、あと下水道の管理負担金ということで、当初、職員5名を見ていたのが、6名にふえた部分、あとそのほか、補正予算のときにもお話し申し上げておりましたが、マッピングシステムと市川配水池の耐震化を次年度に繰り越したことによって部分的にふえた分、そういうものが主な理由でございます。

○柳原委員

では、収入の方は当初予算と平成18年度の決算の方ではどれくらい開きがあるか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

もう一度。済みません。

○柳原委員

平成18年度の決算の方では、収入が19億9,284万1,791円となっておりますが、当初予算の収入は幾らの見込みだったか教えていただきたいのですけれども。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

収入のふえた主な理由、金額……。当初予算ですか。当初予算と比べて、当初予算の収入は19億1,869万6,000円でございます。それで、決算額が19億9,248万1,000円ですから、差し引き、当初予算と決算額の収入を比べますと7,414万5,000円が増加いたしております。

それにつきましては、先ほどお話し申し上げましたように、高料金等で入った部分とか、加入金でふえた部分ということでふえております。

○柳原委員

収入の方は7,000万円ほど当初よりふえて、支出の方は2億数千万円ほど減ったということで、それで純利益が2億9,000万円、当初予算の5,000万円のこれは6倍近い利益に

なったというふうには言えると思いますが、やはりこの当初予算と決算の利益の差が6倍近く、5.74倍というふうになるというのは、ちょっとこれは予算の立て方がどうなのだろうかとちょっと疑問に思うのですけれども、この件に関してはいかがでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

先ほどはちょっと舌足らずで申しわけございませんでした。収入については今申し上げたとおりでございます。費用についても、先ほど純利益の発生した要因ということでお話し申し上げましたが、それぞれいろいろな理由がございます。

まず、先ほど言ったように、第1点目が、中途退職した職員を不補充したという関係と、あと、そのほか、マッピングシステムとかそういうものを次年度に繰り延べたということと、あとそのほか、経費節減等の関係で、費用では当初予算から見ますと減額1億6,572万4,000円ほど費用がかからなかったということで、プラマイしますと、当初予算と決算額の純利益の差が2億3,986万9,000円になった内容でございます。

ですから、余計目に計上していたのではないかというようなことは決してございません。確かに、前回の補正予算のときにもお話しした部分があるのですが、仙台の分水料金などは、当初、上がる見込みであるだろうということで、想定して上げていた部分が、いろいろうちの方の台所事情も仙台の方にお話ししながら、少し料金引き上げを待ってくれとかというようなことで、最終的に上がらなかったというようないろいろな要素があって、結果的に2億9,000万円に利益が膨れ上がったというような内容でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○藤原委員

予想していない利益が出たのだということですね。信じたいのですけれども、なかなか信じられないです。

No.6の62と63ページをちょっと開いてほしいのですが、これは監査委員の資料なのですが、けれども、62ページには、収益、平成17年度、18年度の決算比較が出ています。17年度は20億1,400万円だったのが19億9,200万円になったと。差は2,139万4,000円ということです。それから、63ページに、17年度と18年度の費用合計の比較が出ています。水道は17年度は17億700万円、それから18年度は17億200万円と。偶然利益が出たにしては、この17年度の決算の数値と、費用も収益もびたっとほぼ一致しているのです。

ですから、私は、当初予想していなかった費用が減ったとか、当初予定していなかった収益が出たとかという数字ではないのではないかと、これは、平成17年度決算と18年度決算を比較すると。そういうふうにはしか受けとめられないですが、どうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

今、藤原委員のおっしゃるのは、数字上では確かにこのようになります。ただ、費用の方で、平成18年度の配水費、あと17年度の配水費の部分で、大した差はございません。ただ、予算のときには、18年度というのは、17年度と違った大きな工事、マッピングシステムとかそういうものについての費用というのが、17年度と比べてふえている部分がございます。それがなくなったということで、大した差異がなかったということで御理解いただければと思っております。

○藤原委員

それは後でお聞きします。

それから、資料3の39ページ、先ほど、水道の持ち金は9億9,208万6,000円なのだというお話がございました。

一方、No.6の67ページに、監査委員の文書ですけれども、当年度の正味運転資本は11億1,698万7,000円であると。つまり、監査委員の方の見方は、水道部の正味の運転資本、その運転資金は11億1,698万7,000円なのだというふうに見ているわけです。

私は、その積立金の合計と重ねていくと、その9億9,208万円にたしかなるのですけれども、その他の未収金だとかいろいろトータルに考え合わせると、私はこの監査委員の11億1,698万7,000円というのが、平成18年度末の水道の正味の持ち金を正しくあらわしているのは、正味の運転資本だというふうに思っているのですけれども、それはいかがですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

藤原委員のおっしゃるとおりでございます。この中には、水資源開発負担金の別途積み立ての部分は含まれておりませんので、監査委員の方では、その部分を含んだ部分で剰余金というような形でとらえておりますので。

○藤原委員

つまり、11億1,600万円、それが今、水道の金だということですね。

それから、市川の配水池の耐震化とマッピングシステムで8,000万円ということでした。マッピングシステムがちょっとわからないのですけれども、私は市川の配水池の耐震化工事を、なぜ3条予算でやらなければいけないのかと。それがやはりよくわからないのです。これはことしの予算委員会ของときにも、これはおかしいのではないかと、ちょっと疑問を出しておきました。

そもそも平成18年度予算でも損益収支の費用に計上するのはおかしかったのではないかと、修繕費として。これは本来4条でやるべきものだったのではないかと。赤字を小さく見せるために、もしかして修繕費に無理やりしたのではないかと、そういう疑問もあるのですけれどもどうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

そういう考えは毛頭ございません。というのは、あそこの施設については、機能を維持するための修繕というふうな形で考えておりますので、新たな資産の取得ということでは考えておりません。

○藤原委員

ちょっとやろうとした修理内容をもう一回ちょっと詳しく説明してもらえませんか。どういう工事をやろうとしたのか。

○長田工務課長

平成13年に水道施設の一次診断、14年に、それらでできなかった建物、土木構造物について2次診断しまして、地震動レベルでいきますとレベル1とか、そのレベル2とかいうふうなものがございまして、それに耐えられないということで、18年に詳細設計と工事をやろうということで予算計上しましたが、補正予算等で説明したように、思ったより詳細

設計に時間がかかったというのと、あと、特別史跡地内ということで、文化庁の許可などが得られないということで、19年に延ばしたわけですが、工事そのものは、底板、池内の底板に60センチの柵打ちコンクリートを打って、それで耐震化とするという工事内容となっております。

それに合わせまして、池内を空にするものですから、それに伴ってのバイパス管というのですか、そういったものを、今回の工事とあわせてやらなければならない工事をして設計、計上してやっております。

○藤原委員

やらなければならないのは、それは当然ですから、計上したのだと思うのですが、この耐震化工事というのは、効力が1年しか発しないのですか。それから金額は幾らの予定だったのですか。

○長田工務課長

ちょっと資料が手元にないのですが、たしか5,500万円ぐらいでいくかと思えますけれども。

○藤原委員

この5,500万円かけたその耐震化工事というのは、その年しか効力は発しないものなのかということです。私がもう一つ聞いたのは、その年度しか発揮しないものに5,500万円かけるのかということです。

○長田工務課長

単年度ではないです。ここで補強するということは、その配水池がある限りは、効力というのですか、それは当然出てきますけれども。

○藤原委員

そうですね。市川配水池の耐用年数はあと何十年残っているのですか。

○長田工務課長

済みません。手元にないのですが、たしかあそこは昭和53年に築造してまして、土木構造物ですから、40年か50年ですか、60年の耐用年数になっています。

○藤原委員

耐用年数は60年ですから、30年経過したのでしょうか。30年経過して、あと耐用年数30年残っているのです。市川の配水池は。そして、5,500万円かけて耐震工事をやる。その5,500万円の耐震工事は、配水池がある限り効力を発揮するのです。それをなぜその損益収支の修繕費でやるのかというのが、私はわからないのです。

それで、「公営企業の経理の手引き」というのがあります。これはちょっと古いのですが、昭和60年で古いのですが、その60年度版の123ページに、「資本的支出と収益的支出の区分」というのがありまして、「企業が支出を行った場合に、経営活動に及ぼす効果が、1事業年度だけのもの、換言すれば、支出の効果が1事業年度で終わってしまうものと数事業年度、あるいはそれ以上に効果をもたらすもの、換言すれば、支出の効果が長期間にわたるものがある。前者を収益的支出、後者を資本的支出といい、収

益的支出はその年度の費用とされ、資本的支出は主として資産の取得として取り扱うのである」というふうにあるのです。

ですから、長期間にわたって働く施設というのは、普通は、だから4条予算で建設をして、そしてそれを耐用年数に合わせて各年度に減価償却として振り分けるわけです。ですから、5,500万円お金を出して耐震化工事をやった。市川の配水池があと30年間延びる。そうすると、30年間にわたってこの5,500万円は頑張ってくれるわけです。ですから、それを3条予算で減価償却に振り分けて負担していくというのが、本来の3条予算と4条予算を公営企業会計で分けている本来の考え方ではないのかと思うのですけれども、どうですか。

なぜ30年も効力を発揮する工事が、平成18年度、たまたま18年度はやめてしまいましたけれども、18年度に修繕費でやろうとしたわけです。今、19年度にやろうとしているけれども、それはちょっと私はおかしいのではないのかと思うのですけれどもどうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

一言だけちょっとお話しさせていただきたいのですが、市川配水池につきましては、特別史跡のために、当時、くい打ち等ができなかったというような要素がございます。現在、2,000トンの配水池そのものが、極端に言えば、地盤の上に乗っかっているような構築物であるということと、それをやることによって、全体的に、確かに延命措置はとれるのですが、機能の保持ということだけで修繕費にしたというような意味でございますので、御理解をいただければと思っております。

○藤原委員

理解してくださいと言われても、理解できないですね。例えば、償却資産で一番短い耐用年数は何年ですか、例えばの話。償却資産で耐用年数の一番短いものは何年ですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

ものによって違います。例えば配水管とかであれば40年、例えばあと、極端なことを言えば自動車であれば5年とか、そういうものがあります。

ですから、今、配水池については、60年ということでお話し申し上げておったのですが、そのものについて、何回も先ほどから同じことしかちょっと私も言いようがないのですけれども、今まであった施設を、機能を保持するというような観点から、修繕費で予算計上をしたということでございます。

○藤原委員

私は、その機能保持というのはわからなくはないです。ただ、通常は何十万円とか何百万円とか、その程度じゃないですか、機能保持、修繕費というのは。例えば、これは第二中学校の改修も話題になったけれども、何千万円とかかかる大規模改修を修繕費でやるようなものですよ、これは。でしょう。

そして、一方で、例えば先ほど言いましたけれども、時計の耐用年数10年、度量衡機5年、パーソナルコンピューター4年、こういうのも資産で買って、減価償却をやるのでしょ。4年、5年の償却資産を。なぜ30年も効力発生するものが、機能とか何とか言うけれども、間違いなくそれは地震が来たときに強化するためのものなのですから、30年も働いてくれるものをなぜ修繕費でやらなければいけないのかと。応接セット、そういうのも、接客業用のもの、耐用年数5年とかとなっています。応接セットも4条予算で買うようになっているのです。それで、5年間にわたって減価償却やることになっているのです。

なぜ 5,500 万円もかける工事が、しかも 30 年も働いてくれる工事が、その年度だけで修繕費として、その年度に住んでいる多賀城市民だけが負担しなければいけないのかと。

私は、これは機能の保全だけで、新たな設備投資ではないなどと理屈を言っていますが、私はやはり施設の効力と、それからふさわしい負担のあり方からすれば、5,500 万円もの工事を、その年度にいる市民だけが負担するというのは、どう考えてもおかしいと。ですから、やはり黒字が大き過ぎるから、3 条に入れてしまうと、そういうふうには見えないのです。

ですから、もし、「いや、そうじゃないのだ」と言うのであれば、皆さん方、どういう基準で、どういうものは 3 条の修繕費、どういうものは 4 条の設備投資というふうに振り分けているのかと。ちょっとその説明をしてほしいのです。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

耐震化することによって、耐用年数が延びるわけではないということを御理解いただきたいと思います。部分的な改良であって、4 条につきましては、資産の取得等については、新たに工事する場合には、耐用年数が延びるというふうな場合を言うのであって、部分的に改良する部分については、家でも同じだと思うのですが、家を建てて、リフォームしますね。全体的な改良でない場合には、部分的な改良なものですから、それは修理費というふうな形で当初予算でも計上させていただきましたし、経理の方法としても間違いだとは私は今思っておりません。

○藤原委員

私は、純理論的に言って、次長が言うようなこともあり得るかなとも思うのです。ですけども、設備投資した効力の発生期間と、その年の住民の負担ということ考えた場合に、私はこういうやり方がふさわしいのかどうか。これを私どもが例えば黙って認めてしまうとどうということになるかということ、耐震工事は全部 3 条予算の収益予算でやるということになってしまうでしょう、結局。新たな設備投資でない限り、耐震化工事は 3 条予算でやるというふうになってしまうわけでしょう。幾ら金があっても足りないですよ、そんなことをやっていたら。

ですから、私は、やはり実質的に 5,500 万円というそういう金額等も考えて、それから市川の配水池と一緒に 30 年も働いてくれることを考えたら、なぜ修繕費なのだろうと思うのです。一般会計でしたら、絶対修繕費などにならないですよ、5,500 万円がなぜ修繕費なのですか。大規模改修ですよ。

市長、どう思います。管理者として。私は全く頭から否定するつもりはないのです。新たな設備投資ではないと。確かに、耐震工事をやっても、60 年という耐用年数が延びるわけではない。それもわかる。ただ、現実問題として、やはり地震が来たときに、壊れるかもしれないものを壊れないようにやるわけです。それは残りの 30 年間、5,500 万円が頑張ってくれるわけです。それはですからきちんと耐用年数に合わせて、減価償却して行って、みんなで負担するのが当たり前ではないかと思うのですけれども。

○鈴木上水道部長

多分、藤原委員は、先ほど前段で言った、利益を隠すのかと、こういう前提で質問されておると思います。我々については、先ほど次長も言ったとおり、そういうことは全くございません。先ほどから説明しているとおりの、金額によってその 3 条、4 条という区分けも今回はしておりません。先ほど言ったとおり、新たな資産というものについては、当然 4 条でやろうと。それ以外の、いわゆる機能維持というものは 3 条でやろうと、今までそうい

うスタンスで来ましたので、当然そういう経理をしておりましたので、経理上も適正にそれでやっていこうということでの、今回の市川配水池の耐震化ということで計上して、そのように事務等を進めているということでございます。

○藤原委員

これは、同じ 124 ページに、実際には 3 条の修繕費でやったらいいか、それから 4 条の設備投資でやったらいいか、実際にはなかなかそんなに簡単に割り切れるようなものでもないのだと。難しい局面がいっぱい出てくるのだと書いているのです。

ですから、どういう場合は修繕費、どういう場合は設備投資というふうな内規文書か何かありますか。

いや、私は、やはり金額等も考慮すべきだと思います。なぜその年の住民だけ 5,500 万円もの金を、その年の住民だけが払わなければいけないのかと。そういう点から考えれば、次長が言っているのも一つの理屈であると思うのですが、実際上の住民とのことも考えて、やりくりを考えると、私はやはりこれは 4 条でやるべきだと思います。

ただ、実際にはその振り分けが、修繕費か改良費か、実際には振り分けが難しいこともあるので、それは内規で、内部できちんとその基準をつくっておいた方がいいということになっているのですが、そういう文書か何かあるかどうかということなのですが、どうですか、それは。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

基準というのはつくっておりませんが、あくまでも、先ほどから言っているように、機能を保持するかしないかによって、今現在は定めているだけでございます。

○藤原委員

これはちょっとこれ以上は平行線のようなので、この問題はやめたいと思います。

それから、先ほど、元金償還がどんどんふえてという話をしたでしょう。これは既に、私、予算委員会的时候に確認済みだったのではないかと思います。元金がふえる分、利子が減るでしょうと。グラフを出していただいたでしょう。表を。ですからトータルでは同じだと。元金と利子を足したのと同じだと。なぜ元金だけ取り上げて、大変だ、大変だという話をするのだと。利子も減りますと。合わせれば一緒ですとなぜ言わないのか。これは既に予算委員会的时候に資料を出していただいて、決着がついた問題ではなかったかと思うのですがどうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

前回のときに確かにその資料は出しております。ただ、支払いする段階で、元利均等償還といって、払う金は年間毎年変わらないのです。そして、借りた当初は、利息が高くて元金が安い、それが償還が終わるころには、元金が高くて利息が安くなると。かかる金はかわりはないということなのです。かかる金はトータル的に見て、年度、年度で支払うお金というのは変わらない。ただし、今、元金と減価償却の差が不足してくるので、その部分も、料金値上げなどできないものですから、それを原資にしながら、次回の平準化を図っていくために、料金を下げられない理由の要因としてお示ししているだけであります。

○藤原委員

つまり、私、何が言いたいかという、料金を下げる下げない、随分予防線を張っているのですけれども、その料金を下げる、下げない以前の問題で、元金は今からふえていくと。ある時点で減価償却費より多くなると。それは平成 28、9 年でしたか。たしか。ですけれども、元金がふえる分だけ今度利子がどんどん減っていくわけですね。料金がもし同じだと仮定すれば、利子がどんどん少なくなっていくと。元金がふえた分、利子がどんどん少なくなっていくと。そうしたら黒字がもっとふえていくということでしょう、今より。その元金と利子だけ見ていけばですよ。そういう仕組みだということでしょう。

ですから、それを元金の方だけ取り上げて言うのは、誤解を招くのではないかという話をしているのです。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

今、確かに藤原委員のおっしゃるのはそのとおりです。

ただ、全体的な計算から見れば、かかる費用というのは変わりございません。（「いや、ですから、元金がふえる分、利子が減るのでしょう。ですから同じでしょう」の声あり）減ります。減った部分については、元金の方に利益の方から補てんしていくというような形をとりますので、変わりはないということで御理解ください。

○藤原委員

それから、もう一つ、自己資本比率、資料 3 の 38 ページのときに言っていたのですけれども、多賀城は 51.16 になったと言ったのですね。48%ですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

多賀城は、51.16%と言ったのは負債の額で、それから差し引いた部分が 48.84%ということでございます。（「わかりました」の声あり）

○藤原委員

これは、多賀城ががあと、いわゆる自己資本比率が下がったのは、私はやはり特殊事情があったと思うのです。ちょうど海軍工廠の水道施設が傷んで、使いものにならない時期に、水源が変わって、仙南仙塩広域水道から受水することになったと。だから、もう施設の総入れかえをやったのです。昭和 50 年代から今まで、施設の総入れかえをやったのです。ですから、実際としては、水道事業としては長いものだけれども、あたかも最近水道事業を始めたかのような状況になってしまったのです。財政的には、大変な設備投資をやって。ですから、私は利益がどれだけ出たとはかかわりなしに、今から自己資本比率が低くなるということはありません。なぜかと。それは新たに設備投資するよりも、元金償還の方が多いわけですから。

ですから、自己資本比率が多賀城は今から下がるということはありません。どんどん、どんどん自己資本比率は上がっていくのです。問題はというペースで上がるかだけの話なのだというふうに理解するのですけれども、それはどうなのかと。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

どのくらい上がっていくかは、ちょっと私もわからない部分はあるのですが、今現在、借り入れ資本金、要するに 4 条予算で補てんする部分については、50%を超えないように借りて、あと残りは自分のお金でやっていきたいと思いますということですから、50%ぎりぎりぐらいでずうっと推移するのではないかというふうに思っております。

○吉田委員

1点伺います。午前中の説明の最後に、資料3に基づく利益剰余金の関係のところ、今後の事業のいわゆる9億9,208万円の関係なのですが、これからの事業の水準向上に努められる旨を説明されました。きわめて重要な今後の取り組みにかかわることと思いますので伺うところでありますが、監査意見書においても、次のようなことが述べられています。

いわゆる危機管理体制の構築にかかわるわけでありますけれども、災害発生時における飲料水とか、生活用水等を的確に供給できるような応急給水なり、応急復旧計画を策定するための経費も含めた取り扱いについて述べられております。

そこで、一つは、これらに関する、いわゆる応急復旧計画の策定に向けた準備を心していると思いますが、その考え方なり取り組みの状況下について御説明願います。

○長田工務課長

地震等などの、今御質問ありましたような各種そういった応急復旧対策とか、そういったことについては、まだ現在明確には文書化とか策定はしてございません。

それで、どうしたらよいかとか、そういった対応の仕方なのですけれども、個人的な考えというとなれなのですけれども、基本的には基本計画書を持って、それに従って水道の方を政策的に整備するというような形があります。

その中で、地震対策とか、あるいは水質事故対策とか、そういった各種マニュアル、そういったものを設けまして、その中で応急復旧などを策定して、今後整備していきたいということで、部内ではちょっと話は出しているのですけれども、来年あたり、そういったものをやはり策定していかないと、これから、近い将来発生すると恐れられている宮城県沖地震、それに対応できないのではないかというような話が出ていますので、早急に策定していきたいと思っています。

○吉田委員

わかりました。当然の取り組みとして、今お話ありましたとおり、早急にそれらに関する基本計画を策定して、実施に向けた取り組みについて予算化を図るという旨の考えだろうと承知しました。

そこで、ぜひ内部的にはそういう方向で、今現在、相談、検討に取り組まれているということですから、まさに早急に策定して、万般、いわゆる地震対策等を含むそれらの応急復旧計画の危機管理対応の一つの策として、いわゆる市民の生活に直結している事項ですから、飲料水とか生活用水というのは、その取り組みを重点的に取り扱う方向で、先ほどの、私はいわゆる利益剰余金の関係についても、なるほどなど、そういう方向に充当していく考え方であるのかということで、午前中の最後の説明を伺ったわけですが、そのような理解をして受けとめているところでありますが、よろしいかどうか、所見を改めて伺います。

○長田工務課長

今質問されたように、今、多賀城は各配水池といいますが、三つの配水池があります。それらはまだ皆ブロック化といいますが、つながっていない状態になっていますので、それらの配水ブロックをしながら、その耐震化、そういう地震等の災害に合わせてできるようなことを、早急に計画していきたいというふうに思っています。委員の言うとおりでございます。

○竹谷委員

監査意見書のことをお聞きしますが、この監査意見書を、企業運営に当たってどのように参考にされているのですか。

○鈴木上水道部長

この監査意見書につきましては、この監査意見書の69ページに結びというのがございます。基本的にはこの方針で我々も運用しているということで、我々の水道部での事業報告の中にも、そういった中身で今後進めていこうというようなことで、講評ということで、水道でも結んでおります。

○竹谷委員

この監査の意見書は、大変貴重な提言をしておられるのではないのかということと、あわせて、ここで私、69ページのところに、「民間委託をさらに促進する等、経営の合理化、効率化には十分配慮し」という云々の文章がくだりに記載されております。

具体にお伺いしますけれども、水道事業所で民間委託をできる業務、今の状況でどのくらい考えておられるのですか。考えられるのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

現在まで、民間委託している部分については、手っ取り早い話、メーター検針の、今まで、ずうっと昔、職員でやっていたものを、委託検針に頼んだ。あと、そのほか、今ほとんど外部に委託できるものは、外部に委託しております。ただ、今現在、もう1件ぐらい残っているとすれば、徴収の関係について委託をして、より合理的に未収金の回収とか、そういうものに力を入れていきたいということで考えておるところでございます。

○竹谷委員

今、部長は、忠実に考えながらと言っていますけれども、こういう「民間委託というものをさらに促進する等」という提言があるわけです。今言ったら、集金関係の、徴収関係だけだと。今後の経営に対する提言、御意見をいただいているわけです。そうすれば、少なくとも民間委託、可能な業務はどうかという検討をする、少なくとも期間を決めて、努力をしていくという表明がなければ、この意見書を参考にするといいと言っていますが、参考になっていないのではないですか。少なくとも、その辺の基本を、私はきちんと肝に銘じてやっていくことが大事ではないかというふうに思うのです。

そして、できないものであれば、監査委員さんに申しわけないけれども、検討したけれども、もうこれ以上民間委託はできない、そして今後の企業改善はこういうところに着手をしていくのだという基本方針、そういう考えをきちんと打ち出さなければ、水の安定供給、安価で市民に供給しながら、経営の安定化を図っていくという基本路線は、路線にならないのではないかというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木上水道部長

ただいま次長の説明は、ちょっと不足しておりました。当然、我々公営企業においても、経営の総点検というようなことで、国から示されております。特に水道においては、安全性にかかわる業務ということで、簡単には、すべての民間委託というのは、現段階ではなかなか法的に規制されているのもありますが、今、その公営企業の総点検の中で示されている項目については、実は多賀城は先進的に取り組んでおまして、今まで国から示されている項目の中で、約十七、八かの項目を既に実施してきているという経緯があります。

今後もしろいろ検討しなければならぬのですが、近々、今言ったのは、近々それもやりますよというような実は説明だったので。

今後も、この民間化、いわゆる公営企業の総点検における民間活力、民間化については、引き続きやれるものはどんどんやっていきたいというようなことでありますが、ただ、何しろ水道においては1分1秒たりとも水の安定供給には欠かせないという、一つの大きな業務がありますので、その辺の中で、安全性を検討しながら、やれるものは随時やっというこのスタンスには変わりはありません。

○竹谷委員

決算ですから、これ以上申し上げませんが、少なくとも今回の決算、赤字決算でないから、そういう言い方をされていると思うのです。これが決算として好ましくない決算状況であれば、今言ったようなことでは通らないのではないかと。

先ほど、柳原委員からも質問ありましたけれども、当初予算の利益と今回の利益2億円、相当の大幅な利益を出しているのではないかと指摘も、そういう面から出てくると思うのです。もっともっとやはり謙虚に企業活動を、こういうところにメスを入れていこうという気持ちがないければ、今はいいけれども、私はこれから大変なことになってくるのではないかとこのように思いますので、平成18年度の決算を見て、監査委員さんの御意見は大変貴重な御意見だと。これを受けて、全身全霊をかけて企業安定のために取り組んでいくのだというぐらいの意志が欲しいというふうに思うのですけれども、それは、部長にそう言うてもうまくないですか。部長、いかがですか、そういう意思で取り組む姿勢であればいいのだと思うのですけれどもいかがですか。

○鈴木上水道部長

まさしくそのとおりです。水道には、安全な水を安定的に、できれば安価にというようなことの大きな目的がありますので、その方針に従って、水道事業の経営内容についても、業務内容についても、随時点検をしながら進めていくというのが、我々に与えられた責務ですので、日々そのように進めていきたいと思っております。

○竹谷委員

ぜひひとつ、平成19年度の決算では期待をしたいと思っております。そういう成果があるように。

次、監査意見書、このごろしっかりと見ると、82、84、大変いい資料が出ております。経営分析表、それから、これは毎年出ているのです。ですけれども、今まで気がつかなかったのです、ここまで。経営分析表。できれば、今後、水道事業においてもこういう経営分析表を載せて、全国平均がどの位置にあるのか、そのことによって、多賀城の水道、企業会計はどういうところにあるかというふうにこれは明らかになってくると思うのです。この意見書をずうっと読んでおきますと、100になるとよろしいとかこうあるわけですが、それは100になればいいのですよ。100以上になればいいというのはわかるのです。全国平均でどのくらいになっているのか、これは改めて、後で結構ですから、多賀城の状況を見るための重要な資料になるのではないかとこのように思いますので、水道事業所として、大変恐縮ですが、調査をして、全国平均と多賀城の今置かれている現状の数値というものを明らかにしてほしいというふうに、これは後日で結構ですから、そういう資料が、時間かかるとお思いますので、あれば、私、参考にしたいので、提出願いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○鈴木上水道部長

わかりました。

○藤原委員

ちょっと参考までにお聞きしますが、市川配水池の帳簿価格というのは幾らになっているのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

済みません。今ちょっと手元に資料を持っていないので。

○藤原委員

先ほどの修繕費か改良かという話ですが、3条か4条かという話。例えば、これに例として挙げているのがあるのです。参考として次のようなものもあるのだと。例えば、建築の場合、(1)次の各部分ごとの年間30%以内の取りかえ。建物で。屋根の30%を取りかえる。30%以下、その場合は修繕費だと。屋根なら屋根だけの30%以下は修繕費だと。それから、土台の30%以内の組みかえ、そういうのを修繕費という。そういうふうに、いわば建物なら建物で、屋根だとか壁だとか土台だとか、それぞれの部分ごとの30%以内ぐらいだったら修繕費になるというようなのも、まあ例として載っているのです。

ですから、そういう点からいうと、先ほど言ったのは、くい打ちも何もやっていないところも、改めてくい打ちするのだという話でしょう。ですから、私は4条でやっても、やろうと思えば4条でもできるのでしょう。この公営企業の経理の手引きからいって、4条でやるのはおかしいということになってしまうのですか。その辺はどうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

ちょっと誤解されていると困るので、もう一度だけお話しさせていただきますが、市川配水池については、くい打ちをするということではございません。部分的な改良ということで、確かに今、藤原委員が何パーセント以内とかかんとかとあるのですが、確かに建設当時の、ちょっと余計なことになるかもしれませんが、建設当時のやった部分の金額と、今、部分的に直す金額というのは、相当年数がたっていますから、相当金額的には差がついてくると思います。

ただ、何回も私言うように、あくまでも機能を保全するという形でだけ考えているということでございます。

○藤原委員

帳簿価格が幾らなのか後で教えてください。市川配水池の、要するに建設費が幾らだったのかというのを。

それから、私の考え方は、先ほど言ったように、確かに耐用年数をふやすとかということではない。しかし、金額によって、金額の多寡によって、私はこれ以上は4条でやると、これ以下は修繕費でやると、そういう振り分けもあっても当然ではないかと。住民の負担のことなどを考えれば、そういう意見なのです。

ですから、これは、何と申しますか、すぐに料金下げろとピーンといくみたいなので、防波堤を張っているのですけれども、これはちょっと会計処理のあり方の問題として、これはちょっと今から震災対策、いろいろやらなければいけなくなってくるわけですから、会計処理のあり方の問題として、私はちょっとその金額と住民負担の問題を考慮をしてほしいと、検討してみたいと思うのですけれども。

○鈴木上水道部長

先ほども言ったとおり、別に利益剰余金の隠しでないということだけは、先に（「それはもういいですから」の声あり）理解していただきたいと思います。

それで、会計処理については、基本的には先ほども言ったとおり、保全についてはそういう修繕費でやってきたと。ただし、その他の例もあるということであれば、その辺は今後、公営企業の会計処理について、再度勉強しながら進めていきたいと思います。

○竹谷委員

今ずうっとやりとりを聞いていますと、内部規定をきちんと整理しておくことなのです。この種のものについては3条の修繕費でここまではやると、これ以上は4条を使うのだと、同じ修繕でも。そういう内部規定をきちんとしておかなければ、今5,000万円のお話、3,000万円のときはどうするのだという問題も出てきますから、私は内部規定をきちんとやらないと、今の論争はいつまでたっても出てきます。ですから、これから地震の対策の問題をやってくると、こういう問題は非常に出てくると思います。いろいろな問題。

ですから、今藤原委員が言うのはわかるのです。あるから出しているのではないかという誤解される問題も出てきますから、きちんとそういう規則というか、内部規定を整理して、我々はこういう内部規定の中で処理させていただいておりますというものを明らかにすれば、そういう誤解が生まれてこないのではないのかというふうに思いますので、ちょっとその辺も含めて検討していただければいいのではないのかというふうに私も思いますので、その辺ひとつ検討してみてくださいないでしょうか。そうして、そういう規定を我々にも明らかにしていただくということにしたらよろしいのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木上水道部長

多分、額というよりも、その工事の内容で、その工事の仕方で、機能保全よりは一步進んだ工事の内容にもあるのではないだろうかというので、多分その辺が3条、4条の判断での、いわゆる計上の仕方で判断も出てくると思います。その辺も含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

できれば、そういった誤解というのですか、ないように、経理ごとなので、進めていきたいと思います。

○小嶋委員長

そのほか。

（「質疑なし」の声あり）

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 64 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小嶋委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで休憩いたします。再開は 2 時 15 分です

午後 2 時 04 分 休憩

午後 2 時 16 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

- 議案第 65 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算の認定について

○小嶋委員長

次に、議案第 65 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○鈴木下水道課長

それでは、下水道会計としまして使う資料につきましては、8 番、5 番、3 番の順になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、資料 8 の 49 ページをお願ひしたいと思います。

これは平成 18 年度下水道事業会計決算関係資料の業務比較表でございます。処理区域内人口につきましては、平成 18 年度末で 6 万 1,939 人で、前年度より 190 人の増、普及率は 99.2%で、0.2 ポイントの増、水洗便所設置済人口は 5 万 9,040 人で、648 人の増、水洗化率は 95.3%で 0.7 ポイントの増でございます。次に、年間総処理水量は 716 万 7,245 立方メートル、前年度より 24 万 523 立方メートルの増加でございます。1 日最大処理水量は 5 万 1,693 立方メートルで 2 万 1,367 立方メートルの増、1 日平均処理水量は 1 万 9,636 立方メートルで 659 立方メートルの増でございます。年間有収水量 629 万 791 立方メートルで 13 万 5,902 立方メートルの増、有収率は 87.8%で 1.1%の減でございます。

汚水処理原価は 196 円 51 銭です。前年度と会計の方法が異なりますので、比較はできません。

使用料単価は 126 円 54 銭で、同じく比較はできません。

次に、雨水事業でございますが、ポンプ排水量は毎秒 79.07 立方メートルで、4.37 立方メートルの増でございます。これは丸山ポンプ場 1 号ポンプ設置に伴う増でございます。

雨水幹線整備延長は 1 万 3,464 メートルで、前年度より 119 メートルの増でございます。

次に、下の欄、汚水費用構成及び汚水処理原価調べを記載しております。平成 18 年度合計で、12 億 3,623 万 5,000 円です。前年度と会計の方法が異なりますので、比較はできません。

次に、雨水費用構成調べですが、平成 18 年度合計で 11 億 9,685 万円です。同じく前年度との比較はできません。

次に、50 ページをお開き願います。

平成 18 年度の決算一覧表でございます。収益的収支第 3 条予算で、収入 24 億 4,266 万 9,521 円、支出 24 億 3,399 万 2,236 円で、差し引き 867 万 7,285 円の当年度純利益となりました。

その下、資本的収支第 4 条予算で、収入 8 億 4,988 万 9,462 円、支出 17 億 9,367 万 227 円で、差し引き 9 億 4,378 万 765 円の不足でございます。備考欄記載のとおり、この補てん財源として当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 631 万 4,285 円、当年度損益勘定留保資金 9 億 3,746 万 6,480 円で補てんしております。

その下に、使用料及び水量の予算・決算比較調書を記載してございます。総処理水量では、当初 719 万 3,799 立方メートル、決算で 716 万 7,245 立方メートルで 2 万 6,554 立方メートルの減、有収水量は、当初予算は 632 万 7,000 立方メートル、決算が 629 万 791 立方メートルで 3 万 6,209 立方メートルの減量となりました。下水道使用料は、当初予算が 7 億 9,333 万 3,333 円で決算が 7 億 9,600 万 9,296 円となり、267 万 5,963 円の増額でございます。

建設工事の継続でございますが、供用開始区域の拡大として、市川地区の汚水整備、また、雨水事業として、丸山雨水ポンプ場の電気設備、遠方監視設備等の工事を行っております。

次に、51 ページをお願いします。

平成 18 年度比較損益計算書でございます。右側の貸方の決算額の下から 2 番目の小計欄に、先ほど申し上げました収入 24 億 4,266 万 9,521 円、左側、借方の決算額の下から 3 番目の小計の欄に、支出 24 億 3,399 万 2,236 円、すぐその下の欄が当年度純利益 867 万 7,285 円となっております。

次に、資料 5 の 72 ページをお開き願います。

平成 18 年度多賀城市下水道事業報告書でございます。

(1)の、総括事項でございます。

(イ)普及状況等でございますが、先ほど業務比較表で説明したとおりでございます。

(ロ)建設改良事業につきましては、総額 4 億 7,496 万円を支出し、主に次の工事を施工いたしました。管渠建設事業につきましては、市川字坂下地内の汚水工事、丸山二丁目地内の雨水工事等で 3 億 934 万 6,000 円を支出いたしました。ポンプ場建設事業では、丸山雨水ポンプ場関連工事で 1 億 4,967 万 9,000 円を支出いたしました。流域下水道事業では、仙塩流域下水道建設負担金として 1,593 万 5,000 円を支出いたしました。

ほかに、資産購入として備品を購入し、36万8,000円を支出しております。

(八)の、財政状況につきましては、決算一覧表で御説明申し上げましたので、省略いたします。

以上が平成18年度の下水道事業の概要でございます。今後ともなお一層の経営の合理化、効率化を図り、市民の安全と快適な生活環境の向上に努める所存でございます。

次に、84ページをお開き願います。

これは収益費用明細書でございます。

まず、収益でございます。

下水道事業収益合計24億4,266万9,521円でございます。

初めに、営業収益の下水道使用料で7億9,600万9,296円、これは年間有収水量629万791立方メートルに使用料単価126円54銭を掛けたものでございます。

一般会計補助金13億1,558万6,148円は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、その他営業収益の手数料で42万8,000円は、排水設備計画確認手数料423件、検査手数料433件分でございます。

督促手数料4,400円は下水道使用料等の督促料でございます。

次に、営業外収益ですが、受取利息及び配当金はありません。

土地物件収益の土地使用料で228万9,756円は、3件分の水路敷占用及び土地使用料でございます。

他会計補助金2億7,751万1,606円は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、雑収益、その他雑収益で5,082万8,218円は、仙塩流域下水道維持管理負担金の返還金で4,986万4,622円、公共下水道相互流入負担金で95万4,870円等でございます。

特別利益の固定資産売却益はございません。

その他特別利益1万2,097円は過年度更正分の使用料でございます。

85ページをお願いいたします。

次に、費用でございます。

下水道事業費用合計で24億3,399万2,236円でございます。

初めに、污水管理費で5,335万3,606円でございます。

給料、手当、法定福利費は職員2名分の人件費でございます。

被服費9,600円は作業用消耗品でございます。

備消耗品費で4万7,468円は事務用品等でございます。

燃料費8万2,411円は公用車ガソリン代でございます。

光熱水費 89万 7,352円は下水道施設の電気料でございます。

修繕費 392万 2,600円は、マンホールの鉄ぶたや汚水枘等の修理でございます。

通信運搬費 33万 3,133円は下水道施設の電話料でございます。

委託料 2,217万 5,525円は、汚水管路調査及び補修業務委託料で 1,467万 9,980円、汚水管路清掃及び汚泥処分委託料で 445万 545円、下水道台帳整備業務委託で 136万円、また、汚水ポンプ場設備点検業務委託で 168万 5,000円となっております。

原材料費 195万 2,354円は、マンホール用鉄ぶた、汚水枘等の購入でございます。

負担金 631万 9,096円は下水道相互流入負担金でございます。

補助金 14万 2,450円は、水洗便所改造資金融資あっせんに係る利子補給 54件分でございます。

次に、流域下水道維持管理負担金といたしまして 2億 2,525万 6,272円でございます。これは多賀城市の汚水を県の仙塩浄化センターに流出する分の負担金でございます。

次に、水質規制費といたしまして 1,193万 9,478円でございます。

給料、手当、法定福利費は職員 1名分の人件費でございます。

委託料 314万 5,300円は、流域下水道との接続点 11カ所、特定事業所 38施設の水質検査の業務委託でございます。

次に、水洗便所普及促進費で印刷製本費 7万 9,500円は、水洗化済証等の印刷代でございます。

次に、雨水管理費で 1億 8,402万 7,238円でございます。

給料、手当、次のページで、法定福利費は、職員 2名分の人件費でございます。

被服費 1万 8,750円は作業用消耗品でございます。

備消耗品費 57万 7,918円は事務用品等でございます。

燃料費 393万 5,590円は、ポンプ場のガス、重油代等でございます。

光熱水費 1,319万 7,605円はポンプ場の電気、水道料金でございます。

修繕費 2,487万 4,421円は、雨水ポンプ施設修繕に 737万円、雨水排水路修繕に 1,750万円等でございます。

通信運搬費 143万 3,558円は電話料でございます。

委託料 9,877万 7,657円は、汚泥処分や除草、清掃委託に 4,003万 1,636円、ポンプ場の機械設備点検業務委託等に 4,041万円、ポンプ場の運転管理業務委託に 1,617万 21円、雨水台帳整備業務委託で 216万 6,000円でございます。

使用料 3万 200円はテレビ受信料でございます。

賃借料 45万 4,176円は、管渠、雨水排水路の土地使用料、賃借料等でございます。

補償金 45万 8,868円は水稲不作付損失補償でございます。

負担金 2,203 万 458 円は、中野雨水ポンプ場に係る仙台市への維持管理負担金等でございます。

保険料 26 万 7,732 円は、建物総合損害保険料でございます。

次に、業務費といたしまして 6,370 万 6,553 円でございます。

給料、手当、法定福利費は職員 1 名分の人件費でございます。

備消耗品費 4 万 6,000 円は事務用品等でございます。

燃料費 1 万 2,288 円は公用車ガソリン代でございます。

印刷製本費 42 万 750 円は納付書等の印刷代でございます。

通信運搬費 3 万 5,108 円は郵便料でございます。

委託料 855 万 4,091 円は、塩竈市への下水道使用料徴収事務委託料でございます。

手数料 8,393 円は口座振替手数料でございます。

負担金 4,593 万 9,986 円は、上水道部への下水道使用料徴収事務負担金で 4,441 万 6,176 円、本庁市役所の電子計算機利用者負担金として 152 万 3,810 円でございます。

次に、総係費といたしまして 8,388 万 9,069 円でございます。

給料、手当、法定福利費は職員 4 名分の人件費でございます。

旅費 1,316 円は定例旅費でございます。

備消耗品費 16 万 6,780 円は事務用品等でございます。

87 ページをお願いいたします。

通信運搬費 1 万 2,744 円は郵便料でございます。

委託料 692 万 5,000 円は、企業会計処理業務委託で 640 万円、下水道課引越し業務委託として 52 万 5,000 円でございます。

賃借料 16 万 8,000 円は公用車のリース代でございます。

負担金 4,429 万 2,147 円は、水道庁舎使用事務管理負担金で 3,375 万 2,000 円、本庁舎使用負担金で 1,019 万 477 円、下水道協会負担金で 34 万 9,670 円でございます。

保険料 13 万 4,445 円は、下水道賠償責任保険と自動車損害保険料でございます。

減価償却費 9 億 7,298 万 9,294 円は、有形固定資産減価償却費 7 億 9,262 万 9,929 円と無形固定資産減価償却費 1 億 8,035 万 9,365 円でございます。

恐れ入りますが、ここで 88、89 ページをお願いいたします。

ここには、固定資産明細書が記載されております。

(1)の、有形固定資産明細書の当年度増加額の一番下の計 7 億 9,262 万 9,929 円。

(2)の、無形固定資産明細書の当年度減価償却高の一番下の計 1 億 8,035 万 9,365 円となっております。

済みませんが、また 87 ページにお戻りください。

営業外費用 8 億 3,784 万 3,443 円は、企業債利息でございます。

恐れ入ります。ここで 90 ページをお開き願いたいと思います。

企業債明細書の一覧表でございます。左から順に、種類、発行年月日、発行総額、償還高、未償還残高、発行価額、利率、償還終期とあります。備考欄には主な借り入れ理由が記載されております。

次に、95 ページをお願いいたします。

左下の一番下の計の欄に、未償還残高 249 億 6,757 万 1,564 円となっております。これが平成 18 年度末の借り入れ残高でございます。

恐れ入りますが、87 ページにお戻りください。

その他の特別損失 52 万 6,875 円ですが、不納欠損処分で 45 万 3,365 円、125 件分、過年度更正等に伴う還付金 7 万 3,510 円、9 件分でございます。

過誤納還付金は 38 万 908 円でございます。

次に、82 ページをお開き願います。

このページの中ほどに、(3)その他会計経理に関する重要事項がございます。

(イ)の、損益勘定留保資金でございます。当年度発生額 9 億 7,298 万 9,294 円は、費用中、現金支出の伴わない経費で、減価償却費でございます。当年度発生した資金のうち、9 億 3,746 万 6,480 円を資本的支出の不足額の補てん財源に使用しております。

次に、(ロ)の、消費税及び地方消費税資本的収支調整額でございますが、当年度発生額 631 万 4,285 円につきましては、全額資本的支出の補てん財源に使用しております。

次に、資料 3 をお願いいたします。45 ページをお願いしたいと思います。

平成 18 年度多賀城市下水道事業剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部の I の、減債積立金並びに II の、建設改良積立金につきましては、当年度末残高はゼロでございます。

次に、III の、未処分利益剰余金の当年度未処分利益剰余金は 867 万 7,285 円でございます。

資本剰余金の部の I、受贈財産評価額につきましては、当年度末残高 26 億 8,795 万 6,125 円で、変動はございません。

46 ページをお願いします。

II の、国及び県補助金につきましては、当年度末残高 147 億 1,404 万 102 円で、変動はございません。

次に、III の、分担金及び負担金、当年度末残高は 9 億 7,635 万 1,473 円で、変動はございません。

IV の、その他資本剰余金は、当年度末残高 54 億 4,471 万 2,994 円で、翌年度繰越資本剰余金は 238 億 2,306 万 694 円となります。

次に、平成 18 年度多賀城市下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

先ほど御説明いたしました当年度未処分利益剰余金 867 万 7,285 円の処分計算書は、翌年度繰越利益剰余金として 867 万 7,285 円になりますが、企業会計の廃止に伴い、下水道事業特別会計へと引き継いでおります。

次に、47、48 ページをお願いいたします。

平成 18 年度多賀城市下水道事業貸借対照表でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、資料 8 でございますが、52 ページから 55 ページまでに、貸借対照表の内訳がございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

5 番の 84 ページに入るのかと思うのですが、下水道の料金の賦課漏れ事件がありましたけれども、2 年ぐらい前でしたか、全部回収できているのか、状況をお話してください。

○鈴木下水道課長

賦課漏れ、未請求だったものですが、全合計で 163 件、1,223 万 6,492 円ございました。8 月末現在で収入済みは 683 万 5,988 円となっております。約 56%でございます。完納者は 97 名の方、519 万 1,219 円、分割納付されている方が 32 名、支払い拒否の方が 33 名、行方不明の方が 1 名となっております。

○佐藤委員

分割の方はそれを約束して、今から毎月納められていくのだと思うのですが、完納拒否という方の扱いについては、結局、時効が来るとだめになると。取れないということにつながっていくわけですか。

○鈴木下水道課長

最終的にはそのようになるかと思えます。

○佐藤委員

これが発覚したのは 2 年ぐらい前でですけども、二、三年前ですか、3 年前でしたね。事件はそのずっと前に起きていたわけで、今ごろ言うのもおかしいですけども、この件に関して、やはりどなたも何か責任らしい責任をとってこなかったというのが、いまだにやはり市民の間に不満として語られていまして、今回の、話を蒸し返して大変恐縮なのですが、名誉市民のときの話の中でも、そういう話が出てまいりました。ついきのうも私、言われたんですけども、そういうことで、やはり市民の人たちの間に、きちんと理解できるような手法というか、施策のあり方というか、説明の責任というか、そういうことをやはり、新しく市長になられた市長も含めて、きちんと自覚していただくということが、金額的な損害も与えるわけですし、改めて重要なことだというふう考えておりますが、

二度とないだろうとは思いますが、市長なり、副市長でも結構ですけれども、改めてお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○鈴木下水道部長

賦課漏れの案件については、内部の事務上での処理のミス、なおかつ監督の不備ということで発生をしたということです。

これらの処分については、当時の担当部長を含めて、歴代の担当課長まで処分を受けていると私は認識しております。

処分をしたということは、改めてこのようなことのないように、今後、仕事に励んでくださいというのを含めて、歴代の担当課長も含めて処分を受けたということでございます。

ですので、先ほどもお話ししたとおり、今後このようなことのないように、改めて日常の業務の中で再確認もしながら進めていくというようなことでございます。

○佐藤委員

残った額 600 万円ぐらいですね、支払い拒否の人の金額が。こちらのおわびもしっかりしながら、さらに 33 件の方たちに、1 人でも多く納めていただくように努力をしていただきたいと思います。

もう一つです。同じ 5 番の 85 ページの、水洗便所の普及促進費のところでは 7 万 9,500 円というので、水洗済みのステッカーですか、をという項目なのですが、これはどんな働きをするのですか。このステッカーは。

○鈴木下水道課長

働きですか。（「どういう意味があるのでしょうか」の声あり）現状を申しますと、玄関先に、水洗化していますというシールなのですが、ちょっとそれしかわかりませんでした。

○長田工務課長

今言われました玄関に張っている、形自体は黄色いもので、番号を記載したもので張っています。何か、家庭内でトラブルといいますか、何かあったときに、その番号を言ってもらえば、その水洗化したときの図面等がありますので、それで構造的なものとか、そういったものがわかるように、番号と書類が一致しているというもので、水洗化済証というのですか、それを玄関先とかそういった見えるところにステッカーとして張っていくと。そういう役割をしています。

○佐藤委員

ちょっと意味がありそうで、余りどうかなという気をしながら、今聞いていたのですけれども、もう 100%近いという状況の中で、やっていないところの方が少ない状況で、何かほかの方法で番号とか管理できないものか。金額は大したことはないのですけれども、こういうところは、ちょっとほかでお金がかからないような工夫ができないのかという気がしますが、どうなのでしょう。できないならできないでもいいのですけれども。

○鈴木下水道課長

ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、いずれ水洗化しましたよというその証明として張るということですので、そのほかに、あと今、工務課長に答えていただきました

が、その番号ですぐにわかるという、ちょっと私、今の段階でそれ以上お答えできません。
済みません。

○佐藤委員

ちょっと研究していただければいいのかと思うのですけれども、余地がないのなら、それはそれでいいです。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 65 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算の認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小嶋委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○小嶋委員長

以上で、本決算特別委員会に付託されました議案第 63 号から議案第 65 号の平成 18 年度多賀城市各会計決算の審査はすべて終了いたしました。

各会計ともそれぞれ原案のとおり認定されておりますので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたり御協力をいただきましてありがとうございました。

午後 2 時 55 分 閉会

決算特別委員会

委員長 小嶋 廣司

